

大阪府監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員 磯部 洋
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 和田 秋夫
 同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置 (能勢の郷について)

監査対象機関名	政策企画部（青少年・地域安全室）	
監査実施年月日	平成23年6月28日から同年8月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>青少年課が所管する普通財産「(元)能勢の郷」(豊能郡能勢町山辺、土地実測面積180,718平方メートル・建物建築面積1,697,94平方メートル)について、そのうちの一部施設(レストハウス・芝生広場・プレイランド等)については、毎年度地元団体に対し、その施設利用管理や日常清掃などの管理業務委託を発注している。</p> <p>また、当該普通財産(土地)の一部については(テニスコート・駐車場用地等)、必要となる物品類も含めて同団体に対して、毎年度無償貸付を行い、野外活動施設の管理運営を承認しているものである。</p> <p>(1)「能勢の郷」については、平成12年3月に公の施設改革プログラムに基づき、公の施設を廃止し、行政財産から普通財産に用途変更したものである。同プログラムでは、「利用者数が減少し続けており、かつ、限られた地域の住民が中心に</p>	<p>(能勢の郷ホームページの修正について) 委員意見が示された後、直ちに、ホームページを管理する能勢の郷山辺共栄会に修正を依頼し、平成23年9月に「府立」表記を削除しました。</p> <p>(普通財産の無償貸付の見直しについて) 能勢の郷山辺共栄会に対する普通財産の貸付けについては、当団体が施設運営に必要とする面積を再確認し、財産活用課と協議した結果、これまで無償で貸し付けていた区域に収益施設であるレストハウス部分を含めた区域について、平成24年度から減免措置を見直し、有償の貸付けとしました。なお、貸付料については、平成24年2月23日付け総務部長通知に基づき、激変緩和措置を適用しています。</p> <p>(収支内容の確認について) 平成14～23年の収支内容について、能勢の郷山辺共栄会が保存している「所得税青色申告決算書」により確認を行いました。(平成12～</p>

利用する施設については廃止し、地元へ管理を委ねる」と記載されている。しかしながら、現在においても、地元団体に対し、その施設利用管理を委託し、野外活動施設に必要な土地や物品を無償貸付しており、実質的に以前の公の施設と変わらぬ運営状況にある。事実、地元団体が運営する「能勢の郷」ホームページでは、「府立」との記載もされている。

一度、廃止決定した施設を府が利用管理を委託することによって、実質的に公の施設と変わらぬ運営を継続していることは不相当であり、今後、同普通財産のあり方について整理し、現状の不適切な状態の是正を図るべきである。また、ホームページの記載については、早急に修正が行われるように対応されたい。

なお、本件のうち普通財産の貸付に関しては、平成20年度の包括外部監査においても「貸付料の徴収」や「資産の売却」の可能性について検討すべきとの監査結果が提出されている。

(2) 管理業務委託の随意契約理由書では、同団体が地区住民で構成される地域団体であり、昭和53年4月に府の公の施設として設置運営された頃より、食堂の運営や清掃業務に従事し、施設運営に密接な関与をしてきたことを理由として「地域振興に資するため、施設の設置運営の経過に詳しく、開設時から協力を得ている」として法人格のない同団体に随意契約を行っている。しかし、当該業務内容であれば他の団体でも受託は可能であり、過去の経緯を知っていることが今後の管理業務に影響するとは考えられない。

公の施設における一般競争入札や指定管理者制度導入が進められてきている現状においては、府民から見て誤解を生むような委託契約や普通財産の無償貸付については、見直すべきであり、仮に普通財産の管理方法として今後も同様の形を

13年度分は保存期間を過ぎており廃棄) 確認の結果、平成14～22年までの剰余金の使途は、平成17、18、19年度の収支赤字の補填や遊具及び設備の修繕に使用されていることを確認しました。

なお、管理業務委託については、平成24年度から業務内容を見直し、保全管理を目的とするとともに、普通財産の貸付については有償化しており、有料施設の収入は、能勢の郷山辺共栄会の収入として取り扱っています。

(自動販売機の設置について)

自動販売機の設置状況について、平成23年9月に調査したところ、計8台の飲料自動販売機が設置されていることを確認しました。なお、当該自動販売機は飲料販売業者に敷地を転貸して設置しているものではなく、能勢の郷山辺共栄会が、機械を業者から無償で借り受けて設置し、自ら、飲料の仕入れ・補充を行っているものであり、当団体以外の第三者に、飲料販売による利益が発生しているものではないことも確認いたしました。

財産活用課とも協議のうえ、平成24年度から、自動販売機設置にかかる府への事前承認の規定を賃貸借契約書に設け、事前に設置状況を把握しております。(財産活用課が実施している駐車場用地貸付にかかる取扱いを準用)

(主任者設置届の受領について)

委員意見が示された後、直ちに、契約条項に基づく、主任者設置の届を提出するよう能勢の郷山辺共栄会に指示を行い、平成23年9月に当該届を受領しました。

今後、契約条項に基づく届出書類の受領について遺漏のないよう対応いたします。

続けるとしても管理業務委託に一般競争入札を導入するなど、契約及びその運営の透明性を図り、より公正を確保すべきである。

(3) なお、現在の契約においては、以下のような課題があり、早急な対応が必要である。

ア 管理業務委託に含まれているレストハウスにおいては飲食物の販売を実施しており、また土地を無償貸付しているテニスコートや駐車場では、利用者から使用料を徴収している。これら収入は、同団体が実施する施設の維持管理等に伴う費用に充当しているとの説明であるが、定期的な収支確認はなされていない。業務委託は府が発注しており、貸付している土地も無償であることから、毎年度、能勢の郷業務に係る当該団体の支出・収入内容について確認を行い、剰余金が出ていないかを確認すべきである。（実際、確認できた平成21年度収支決算書類では、能勢の郷運営業務において903千円の剰余金が記載されている）

また、当該業務委託や無償貸付では、剰余金が出た場合の取扱いについて定めておらず、事前に取扱いを定めるべきである。

なお、平成12年度以降現在に至るまでの収支の内容を確認し、剰余金が出ている場合には、その取扱いについて検討すること。

イ レストハウスやアスレチックの入り口付近の自動販売機について、設置及びその契約内容に関して、所管部局は掌握していない。その設置概要及び契約内容について把握したうえで、別途自動販売機に係る使用料を徴収するなどの措置を講じるべきである。

ウ 管理業務委託契約書第10条では、業務の指揮監督をするため、主任者の設置が義務付けられており、その氏名等を書面で府に届け出ることとなっている。しかし、毎年度契

<p>約締結時に届出は提出されておらず、契約条項に基づき、早急に主任者設置の届を受領するべきである。</p> <p>(代々木別館及び下高井戸別館について)</p>	
<p>監査対象機関名</p>	<p>政策企画部（東京事務所）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年7月14日から同年8月3日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>東京事務所においては、その勤務する職員及び各省への派遣職員に対して、必要な場合、行政財産である代々木別館（渋谷区）及び下高井戸別館（杉並区）を住居として使用させている。</p> <p>代々木別館は、単身者向け住居であり、昭和50年建築で築後37年が経過。老朽化が著しく、地下パイプの破損によるものと思われる地下水の滞留や水の蛇口をひねると熱湯が出るなどの支障が生じている。また、平成22年度に実施した建築物・設備の定期点検においても、いくつかの要修繕箇所が指摘されている。</p> <p>本年5月に実施された本府公共建築室の「府有建築物の劣化度調査報告書」によると今後、大規模改修をはじめ多額の補修費用が見込まれている。</p> <p>住居は6畳一間で、トイレ・浴場・調理場も共同であり、決して生活環境としても良好とはいえない状況である。</p> <p>下高井戸別館は、世帯向け住居であり、平成元年建築で築後22年が経過。公共建築室による劣化度調査は実施していないものの、軽量鉄骨プレハブ造りで、既に減価償却期間を経過しており、老朽化による建替えが必要となる見通しである。</p> <p>東京事務所の職員数も減り、入居者が減少しているなか、今後の大規模改修費用も含めた保有継続コストと資産活用による収入や民間マンションの借上とした場合のコストなどを精査し、費用対効果を見極めたうえで、経済的かつ職員の住環境改善となる措置を検討するべきである。</p>	<p>今回の意見を受け、保有継続コストと民間借上化コストを比較検討した結果、来年度以降の職員宿舎は民間マンションの借上げにより措置することとし、両館については、売却による資産の有効活用を図ることといたしました。</p> <p>なお、借上げ物件の選定にあたっては、他府県の借上げ宿舎状況などを参考に賃料や広さの目安を設定の上、一定の居住環境の確保を条件に、費用負担の少ない物件を選定することとし、代々木宿舎からの転居者3名及び平成24年度新規赴任職員4名について、平成24年度から民間マンションによる宿舎措置を行いました。</p>

(P F I 方式による再編整備事業について)

監査対象機関名	消防学校	
監査実施年月日	平成23年10月20日から同年11月21日まで	
	監査の結果	措置の状況
<p>消防学校では、P F I 方式により施設の再整備等事業を実施しており、その契約期間は平成18年12月15日から平成51年3月31日までとなっている。</p> <p>(1) 当該P F I 事業は、当初契約時において、施設等整備業務(3,949,095千円)、維持管理業務(1,843,050千円)、食堂等運營業務(105,360千円)及び大規模修繕業務(559,950千円)の総額6,457,455千円の契約となっている。上記の施設等整備費のなかには、当初の備品購入(129件、125,630千円)が含まれており、このなかには明らかに耐用年数が5年・10年と思われる備品も数多く含まれている。</p> <p>しかし、これでは、例えば、耐用年数5年の備品が5年後に廃棄された場合においても6年目以降平成50年度まで、当該備品の購入費用を負担し続けることになり、少なくとも耐用年数を超えて、P F I 事業に含めることは適切ではない。財政規律の観点からも問題であると考えます。</p> <p>なお、当該P F I 事業での備品更新時には、不用決定した備品の未払金額について、一括精算等の取扱いも検討すべきである。</p> <p>(2) 今回のP F I 事業において要求水準書と備品引渡書のリストを比較すると、当初購入予定のものを購入しなかったり、逆に購入予定の無かったものを購入したりしている。P F I 事業は、入札時に発注者側が提示する要求水準書に基づき、受注者が落札し、契約締結後に工事内容等について適宜見直しが可能な内容となっているが、購入数量にも相当な増</p>		<p>(備品調達に係る品目及び数量の変更等の記録保存)</p> <p>備品変更の理由や経緯については、記録として残すべく、過去の資料、議事録等を調べ、現時点で作成可能な範囲で資料作成の作業を終えました。</p>

減が見られ、財政規律上問題がある。また、変更理由・経過について詳細な記録もない。変更理由・経過についても記録に留め保存しておくべきである。

(3) 平成23年度から試行されている新公会計制度の仕訳において、当該PFI事業に係る建物等の財産は資産に計上されており、その財源は既に措置されたものとして純資産に計上されている。しかし、本件の場合、債務負担行為を設定し平成50年度までの支出が義務付けられており、今後必要な経費については未払金として負債に計上されるべきである。関係部局と協議のうえ、本事業に係る仕訳全体について再確認するとともに、誤った仕訳箇所は修正し、適正に処理する必要がある。

(4) 当初PFI事業導入可能性の検討に当たっては、VFM (Value For Money)により、従来手法とPFI手法との財政負担見込額の比較検討がなされているものの、具体的な事業実施段階や事業開始後のコスト・効果についての検証はなされていない。可能性検討時点と事業実施時点では前提条件や環境が変わる場合もあり、PFI事業においては、事業者選定段階、さらに事業開始後のモニタリング段階においても、関係部局と協議のうえ、VFMの観点からの検証を行うべきである。

なお、本件監査に当たり、事業導入可能性検討時点のVFM算定資料や予算要求の積算資料提出を求めたが、保存期間満了により廃棄し現存しないという説明であった。確かに、PFI事業では、当初積算は参考数値であり、契約後の受注者との協議等によって設計変更や備品購入数などの変更も可能なものであるが、それ故に当初の考え方というものは、しっかり把握しておくべきであり、契約に至った経緯を記録に留める意味でも、PFI事業が継続している間は、VFM算定の資料や当初積算資料の保存も必要であると考えらる。

(なお、この意見は、消防学校所管課として予算要求や契約事務を行う危機管理室消防防災課に対する意見ともする。)

(府立インターネットデータセンターの見直しについて)

監査対象機関名	総務部（IT推進課）
---------	------------

監査実施年月日	平成22年6月22日から同年8月6日まで
---------	----------------------

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立インターネットデータセンターについては、民間において同種の施設が普及してきている状況やクラウドコンピューティングによるITシステムの整備へという社会環境の変化を踏まえて、公の施設としての必要性について根本的に見直しされたい。</p> <p>また、指定管理期間が切れる平成22年度末に向け、施設のあり方の抜本的な見直しの方向性を踏まえたうえで、指定管理者の自主事業に係る料金の表示方法、次期指定管理期間における府と指定管理者の負担のあり方について、併せて検討されたい。</p>	<p>大阪府立インターネットデータセンターについては、財政構造改革プラン（案）における公の施設のさらなる改革方針に沿って、施設のあり方を抜本的に見直した結果、公設データセンターとしての先導的役割は終えたものとして、平成23年度末をもって公の施設を廃止するとともに、施設利用者への配慮や、これまでの投資を有効活用するといった観点等から、条件付一般競争入札で、民間事業者へ売却及び事業譲渡を行い、平成24年度当初から完全民営化することとしました。</p>

(税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務に係る契約金額について)

監査対象機関名	総務部（税務室税政課）
---------	-------------

監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで
---------	----------------------

監査の結果	措置の状況
<p>随意契約である「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、当該業務を実施している業者からの作業報告によると、見積算定時の見積工数と実績工数とに相当の乖離が生じているため、原則精算方式によることを検討されたい。</p> <p>また、積算ガイドラインで示されている契約単価と業者が提示する単価にも乖離が生じていることから、これについても十分な検証が必要である。</p> <p>よって、当該業務の実情を前提とした契約方法及び契約金額に</p>	<p>本業務のうち、税務情報システム保守業務（障害対応等や即時の問い合わせ対応等）については、対応の迅速性が要求されることから、年間を通じて一定の人員を必要とし、業務量を確定して積算をすることが可能です。一方、税務情報システム全体の運用管理業務（税制改正等に伴うシステム改修）については、年度当初に業務内容が確定しておらず、業務量を見込みで積算しているため、見積工数と実績工数の乖離の原因になっています。</p> <p>また、単価の乖離については、受託者が採用した技術者の水準が府</p>

<p>ついて検討されたい。</p>	<p>の積算したものより高いことと、府及び受託者それぞれで積算基準を持っていることから生じています。随意契約を締結している本業務では、受託者の積算基準を尊重する必要があり、両者の単価を一致させることは困難です。</p> <p>したがって、作業実績に単価を乗じて支払う精算方式は、受託者と単価について合意することが困難なことから採用することが出来ません。</p> <p>以上のことから、今後は、税務情報システム保守業務と税務情報システム全体の運用管理業務を分離し、それぞれの業務内容が確定した時点で積算して、受託者と交渉の上、契約締結するように改めます。</p>
-------------------	--

(統計資料室のあり方について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>総務部（統計課）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年6月21日から同年8月5日まで</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>統計資料室は平成23年3月に咲洲庁舎に移転したが、利用率が著しく低い状況になっている。今後の統計資料室のあり方について検討されたい。</p>	<p>近年、府民向けホームページの充実を図り、統計資料の電子データでの提供に努めている中で、ご意見のとおり、来所による利用率が著しく低下しています。</p> <p>この状況を踏まえ、統計資料室のあり方について検討した結果、管理運営の合理化を進めるため、統計資料室を咲洲庁舎2階から19階統計課執務室前に移転し、平成24年3月19日より運用を再開しました。</p> <p>なお、来所される府民の皆様に対しましては、閲覧等従来どおりのサービスを提供するとともに、ホームページで提供する統計資料の電子データの充実等により、統計資料の利用に係る府民の利便性を更に高めていきます。</p>	

(延滞金の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>なにわ東府税事務所</p>	<p>措置した機関：総務部税務室徴税対策課</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年10月15日から同年11月19日まで</p>	

監査の結果	措置の状況
<p>個々の滞納者に係る延滞金の額については、現行の税務総合電算システム等により適時に把握することはできるが、府税事務所全体の延滞金の額を把握することはできない。そのため、発生している延滞金の総額がいくらで、どの程度収入され、減免されたのか、延滞金の徴収状況等を把握する手段がない。</p> <p>これらの全体像を把握することにより、府税事務所において発生した延滞金の総額と処理結果を明らかにし、延滞金に関する処理が適切に確保される体制の構築について検討されたい。</p> <p>(なお、この意見は総務部税務室徴税対策課に係る意見ともする。)</p>	<p>本税が完納となっている延滞金（以下「確定延滞金」という。）について、その総額と収入等の処理状況を把握し、公表を行えるよう措置しました。</p> <p>把握対象 個人府民税を除く「確定延滞金」を対象に、府税事務所等ごとに発生及び処理状況（収入、減免等）を把握します。</p> <p>把握方法 新たにプログラムを作成し、税務情報システムで徴税期間（4カ月）ごとに集計します。（平成24年度予算措置） 府税事務所等ごとに集計し、分析を行うことにより、延滞金のより適正な管理の確保や処理推進を図ります。</p> <p>公表 「大阪府税務統計」及び各府税事務所等の「事務概要書」において公表します。</p> <p>なお、プログラム開発を平成24年度に行うことから、平成25年6月（平成25年度分）から運用を開始し、公表は平成25年度決算終了後の予定です。</p>

(消費生活センターのあり方について)

監査対象機関名	府民文化部（府民文化総務課）、大阪府消費生活センター
監査実施年月日	平成23年6月28日から同年8月26日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府は、平成23年度中に、大阪府消費生活センター（以下「府センター」という。）を大阪市消費者センター（以下「市センター」という。）に隣接する場所に移転する予定であるが、府センターの運営や内容等については以下の課題があるので、移転に際し再検討し、府センターの機能強化策を講じられたい。</p>	<p>(1) 大阪市と連携して、ATCへ働きかけた結果、賃料の引下げが実現しました。</p> <p>(2) 府市連携の一環として、府が有する資料で市が有していない専門的資料等を、市の展示啓発コーナーに提供し、来館者に対する資料展示機能を集約・充実させることとし、費用負担は伴わない方式で</p>

- (1) 転貸借方式により大阪市から転借する予定であるが、1平方メートル当たりの賃料等は現行の1.25倍になる。賃料等を市場原理等に基づき検証する必要がある。
- (2) 市センターの展示スペースを利用するに当たっては、府・市それぞれの特性を十分整理し、大阪市と協議して具体的なルールを定めていく必要がある。
- (3) 大阪市と共同運営している商品テスト室のテスト機器については、更新の計画や府市の負担のあり方がルール化されていない。
- (4) 事業者指導における府市連携については、法律上の権限が異なっているだけではなく、条例上も、指導監督権限の対象・内容・手続が異なる規定がある。条例の規定の統一化の検討も含め、法的整理が必要である。
- (5) 現行の組織体制では、大阪市からの相談情報の早期把握・共有を、相談業務を外部に委託している府センターがどのような仕組みで行うのか不明である。単に、市センターに隣接するだけでは、府センターの専門性が向上するとは考えられない。
- (6) 普及啓発・相談業務について、移転後の平成24年度からは受託事業者を広く公募する予定であるが、公募に当たっては、一者入札とならないよう、公募条件の設定に十分留意し、競争性を確保する必要がある。
- (7) 現在、セミナー室等を府センター業務に支障のない範囲内で消費者団体等は無償で利用させているが、労働組合の会合に使用されているなど、その利用手続について不適切なものが認められる。利用のあり方を検討する必要がある。
- (8) ポスター作成用大型プリンターについては、府センターが所有する必要性を十分検証するとともに、消費者団体等に利用させるならば、費用負担額・利用の基準・手続等を

- 連携を図る旨を大阪市と確認しました。
- (3) 商品テスト室における今後の機器の更新にあたっては、府市が協議のうえ応分に経費を負担することを大阪市と確認しました。
 - (4) (5) 相談および事業者対策における府市連携については、大阪市と協議・検討を行い、今後の役割分担等について整理しました。今後とも、職員間の連携会議等により調整・協議を図りながら、より効果が高いものとなるよう取り組んでいきます。
 - (6) 大阪府の役割である市町村の中核的センターとしての機能を強化していくため、企画提案型公募方式を導入し、事業者選定委員会の意見も踏まえ、参入要件の緩和も含め、これまでの仕様等を抜本的に見直し、公募を実施しました。説明会には複数事業者の出席がありましたが、応募は一者となりました。今回の公募結果を分析し、次回の公募条件の検討に活かします。
 - (7) 利用手続を適切に運用するためセミナー室の利用要領の改正を行いました。
 - (8) 大阪府における効果的な活用を図るとともに、消費者団体の利用に供するための利用方法など、適正な手続とするため利用要領を整備しました。
 - (9) (10) 今後の施策推進の戦略として、消費生活センター運営基本方針をまとめました。今後、市町村支援や事業者対策など、府の役割を發揮した効果的な事業の実施に努めていきます。
 - (11) 審議会の議事概要をホームページで公表しました。

<p>明確に定めて公表する必要がある。</p> <p>(9) 現在、府内で消費者安全法の基準を満たす「消費生活センター」を設置している団体は28市で、残りの5市と町村の全ては相談窓口は設置されているが、消費生活センターの基準を満たしていない。府は市町村と連携して、具体的な数値目標を持った中長期の計画を策定し、その実現のために基金を原資とする消費者行政活性化事業補助金を有効に活用していく必要がある。</p> <p>(10) 消費者安全法は、市町村で対応できない広域的な見地を必要とする相談・あっせんの対応を府に求めており、併せて、各種法令に基づき、悪質な事業者の指導取締を府が行うこととなっている。法令の趣旨に沿った府の役割を發揮するためには、具体的な戦略の検討が必要ある。</p> <p>(11) 移転案についての審議が行われた大阪府消費者保護審議会の審議内容が半年たっても公表されておらず、その審議経過は明らかにされていない。早急に公表する必要がある。</p>	
--	--

(契約事務について)

監査対象機関名	府民文化部（府政情報室）	
監査実施年月日	平成 23 年7月 11 日から同年8月 26 日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>府政だよりの発行に係る契約事務について確認したところ、平成22年度発行分及び平成23年度4月・6月発行分について、一般競争入札で契約締結するべきところ、随意契約が締結されていた。</p> <p>平成23年7月発行分からの契約は、一般競争入札により適正に締結されているものの、平成24年3月末までの単年度の契約であるため、今後も、年度当初の入札手続の困難さ等を理由に年度当</p>	<p>府政だよりに関する予算については、平成24年度当初予算より平成24年度分の発行費用に加え、平成25年6月発行分までの費用を債務負担行為として措置しました。平成24年7月から平成25年6月発行分について一般競争入札を実施しました。</p>	

初発行分のみを他の月発行分と分離して随意契約を締結するおそれがある。
 今後は、適正な契約事務の執行に努めるとともに、経費の節減を図るためにも、年間の全期間にわたり契約が締結できるよう必要な措置を講じられたい。

(所蔵美術作品の有効活用について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局文化課）
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況
<p>総務部庁舎管理課をはじめ各部局で所蔵している美術作品が多数存在している。 大阪府文化振興条例及び大阪府文化振興計画を推進する都市魅力創造局文化課において、大阪府全部局で所蔵美術作品がどの程度存在し、どのように管理しているのか、作品の重要性を含め適正な評価がなされているのかなど、全庁的な調査の実施を検討されたい。 また、所蔵美術作品の一部については庁舎や執務室等で展示されているが、専門的な分類を行い、芸術性が高いものについては有効活用し、より多くの府民に鑑賞機会を提供できるようにするなど、所蔵美術作品の有効活用に向けて全庁的な協議・検討をするよう努められたい。</p>	<p>庁内各所属で所蔵している美術作品は、各々の所属において、その目的を踏まえ購入又は作者などから直接の寄付等により保存、管理されているものと認識しており、そうした認識のもと、各所属が所管する作品について技術的相談があれば、管理や展示についての助言及び協力を行うこととし、その旨を庁内ウェブなどで全庁的に周知しました。 文化課としては、今後とも各所属において美術作品が有効活用されるよう支援します。</p>

(なみはやスポーツ振興基金からの経費支出について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局生涯スポーツ振興課）
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況

<p>堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）整備事業（事業総額約57億円）への支援をするため、生涯スポーツ社会づくりのために活用することを目的とする「なみはやスポーツ振興基金」（以下「基金」という。）を大きく取り崩し、平成20年度4億円、21年度6億円合計10億円の補助金を支出したところであるが、基金を活用する理由や補助金額を10億円とする証拠書類がないなど、基金を活用した府域全体の生涯スポーツ社会づくりを進めていく中で、当該事業への支援の必要性を示す明確な根拠がなかった。</p> <p>基金は府民の浄財で造成されていることから、今後、基金を取り崩すに当たっては、その理由を明確に記録に残し、大阪府のウェブページに登載するなど府民への説明責任を果たされたい。</p> <p>また、NTCの利用については、一定の配慮はされているものの、堺市民が優先利用できることとなっており、大阪府が補助した主旨を踏まえ、今後、より幅広い府民利用が可能となるような働きかけを検討されたい。</p>	<p>（基金取崩しに当たっての説明責任について） 措置報告済み</p> <p>（NTCの利用について） NTCの利用に係る意見については、速やかに施設を所管する堺市に報告し、優先利用等の状況確認を行うとともに、より幅広い府民利用が可能となるように堺市に働きかけた結果、平成24年3月30日付けにて、今後、施設の利用に関する情報発信を強め、さらなる府民の利用促進に努める旨の回答を得ました。</p>
---	--

（財団法人大阪府国際交流財団の基本財産の運用について）

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局国際交流・観光課）
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで
監査の結果	措置の状況
<p>財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、30年満期である仕組債（デリバティブ組込み債券）を、平成20年3月に基本財産の運用枠を拡大させた上で、平成20年度に8億円分購入し、合計18億円分の仕組債を運用している。この仕組債は平成22年6月現在で5億円分は金利が付かない状況であり、全ての仕組債を解約すると最小でも2億9,000万円の元本割れが生じる。</p> <p>また、仕組債運用枠拡大を議決した理事会は、出席理事7名、</p>	<p>（資産運用基準の改正について） 措置報告済み</p> <p>（理事等の人選について） 新公益法人制度においては、評議員会、理事会に代理人が出席して議決権を行使することや評議員、理事が評議員会、理事会に出席することなく書面等によって議決権を行使することは認められていません。</p> <p>このため、財団においては、決議要件を欠くことがないよう理事、</p>

<p>委任状提出理事8名であり、府として基本財産の寄附を求める検討がなされていた中で、府が選出した理事は委任状を提出し理事会を欠席していた。</p> <p>今後、資産運用基準を改正するなど財団の運営に関する重要な事項を議決する理事会には、大阪府として理事会に出席し、その職責を果たすべきである。</p>	<p>評議員の人数を減らすとともに本人の出席が相当程度期待できる人物を人選し、平成23年8月25日に開催した理事会において公益財団法人への移行の登記を停止条件として理事8名・監事2名を選任しました。</p> <p>また、評議員については平成23年9月30日に開催した最初の評議員選定委員会において11名を選任しました。府からは、それぞれ1名が選出されています。</p> <p>財団においては、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行しましたので、一般法人法及び定款に基づき適正な財団運営に努めるよう指導しています。</p>
---	--

(障がい児等療育支援事業（専門集団療育事業）について)

監査対象機関名	福祉部（障がい福祉室）	
監査実施年月日	平成23年6月13日から同年7月29日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>(1) 大阪府が障がい児等療育支援事業の一つとして実施している専門集団療育事業は、厚生労働省の定めた地域生活支援事業実施要綱において、中核市が実施主体の一つとされているにもかかわらず、中核市である東大阪市内でも実施されている。また、事業の対象者については、大阪府が定めた大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱において、原則として指定都市・中核市の居住者は除くとしているにもかかわらず、中核市である東大阪市及び高槻市の居住者についても利用を認めている。中核市は、地方交付税の算定上所要の措置が講じられていることも踏まえ、中核市との役割分担や経費負担のあり方について明確にされたい。</p> <p>指定都市・中核市以外の市町村については、障害者自立支援法や児童福祉法の改正により平成24年4月から障がい児通所支援の市町村への移行等が予定されていることも踏まえ、市町</p>	<p>(1) 親子療育教室（ポニーの学校）については、市町村で実施可能であり、府は一定の役割を終えたとの判断から府事業としては平成23年度限りで廃止します。</p> <p>(2) 東大阪市内（東大阪子ども家庭センター）で実施している親子療育教室（ポニーの学校）については、府事業としては平成23年度限りで廃止します。</p> <p>大阪市内（生野聴覚支援学校）、堺市内（堺聴覚支援学校）で行われている難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）については、教育委員会と協議した結果、平成24年度は聴覚支援学校に進学する予定である障がい児等に対して行う事業として教育委員会が実施します。</p> <p>福祉部としては、難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）の実施場所について堺市内は障がい者交流促進センター1か所となります。</p> <p>同施設は、旧堺児童相談所から機能移転し、設計段階から聴力検</p>	

村との役割分担や経費負担を含めた事業実施のあり方について、早急に関係市町村との協議を行い、これらについて検討を行われたい。

なお、これら関係市町村との協議に当たっては、障害者自立支援法等に定められている府としての専門的、広域的な役割や人材育成等の役割を踏まえ、市町村に対する支援等のあり方についても留意する必要がある。

(2) 当該事業については、大阪市内（1か所）、堺市内（2か所）及び東大阪市内（1か所）でも実施されているが、事業の対象者については、上記のとおり原則として指定都市・中核市の居住者は除くとされていることから、その実施場所として適当であるのか、他に実施に適した場所がないのか改めて検討されたい。

また、堺市内において2か所で事業を実施する必要性についても、利用者の地域性を踏まえた住民サービスの観点から検証されたい。

(3) 当該事業のうち大阪府（福祉部）と堺市が堺市内の府有施設2か所で同時に実施しているものについて、事業費全体額を把握していないため、それを把握の上、適正な案分比率によって堺市との間で費用負担が行われているか検証する必要がある。

(4) 当該事業のうち大阪府立生野聴覚支援学校及び大阪府立堺聴覚支援学校で実施している難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）については、大阪府教育委員会の難聴幼児に対する教育相談事業との共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品、光熱水費等の費用の負担割合や、施設、設備及び備品の使用及び事故があった場合の責任の分担等について、明確な取決めが行われていない。今後も共同事業として継続するのであれば、両者協議の上で協定等を締結すべきである。

また、大阪府教育委員会が実施している難聴幼児に対する教育相談事業が学校教育法上も位置付けられ、学校本来事業とし

査室や磁気誘導ループの配置など難聴乳幼児教室（ぴよんぴよん教室）の実施を前提に設備投資を行っており、他への移転はコストが膨大な上、適当な移転先施設がないため、同施設で事業継続したいと考えています。

今後、市町村での事業とする場合、併せて適切な実施場所がないか検討します。

(4) 両者協議した結果、事業の性質上、負担及び責任の分担を明確化し協定等を締結することは困難、よって、共同事業として継続することは困難であるとの結論に至りました。

そのため、共同事業は平成23年度限りで解消することとし、平成24年度は福祉部では聴覚支援学校以外で、教育委員会では聴覚支援学校において、難聴乳幼児教室を実施することとします。

責任の明確化を図るため、平成24年度は福祉部・教育委員会の各々で難聴乳幼児教室を実施することとし、これに要する費用を各々予算化しました。

<p>て実施されていることから、共同事業として実施している事業の実施方法について、福祉部の実施要綱における位置付けや予算措置も含め、改めて関係機関との協議を行い、今後のあり方について検討されたい。</p> <p>(なお、(4)については大阪府教育委員会に係る意見ともする。)</p>	
---	--

(金剛コロニーの運営委託料について)

監査対象機関名	福祉部 (障がい福祉室)
監査実施年月日	平成23年6月13日から同年7月29日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立金剛コロニー (以下「金剛コロニー」という。) の運営については、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 (以下「事業団」という。) に委託しているところであるが、その運営委託料の支出にあたっては、以下の点について見直しを図られたい。</p> <p>(1) 金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含まれている。</p> <p>このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方法について見直されたい。</p> <p>(2) 事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託料及び補助金の上限額を超えた事業費 (人件費) を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。</p> <p>しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。</p>	<p>(4) 施設整備基金の使途等に係る担保については、府と事業団との間で協定書を締結いたしました。</p> <p>また、施設整備基金積立金支出については、金剛コロニー再編整備計画を推進するための施設整備費用を府と事業団で負担することとなることから委託料での支出を見直し、平成23年度からは負担金費目での支出といたします。</p>

また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。

- (3) 金剛コロニーの総事業費支出から支援費等の総収入を減じた額を運営委託料として支出し、精算報告においては費目ごとに精算されているものの、事業ごとの総額が明らかになっていない。また、各施設の経理区分の収支差額が0になるよう委託料が配分されているため、各施設における収支状況が明確になっていない。

金剛コロニー運営委託料の各事業又は各施設における収支状況を明らかにし、運営の効率化を図るためにも、算定方法及び精算方法を見直されたい。

また、事業団は平成 29 年度からの自立民営化を目指しており、各事業又は各施設のセグメントにおける収支状況を把握することは必須の前提であり、これらの収支が明確になるよう、事業団に対し会計処理の方法について指導されたい。

- (4) 府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成 15 年度から金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせている。これまでの基金の積立累計額は約 19 億 8 千万円（うち府支出分約 14 億 3 千万円）、平成 22 年度末残高は約 4 億 6 千万円である。

しかしながら、府と事業団との間で締結された金剛コロニー管理運営に係る協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、また、事業団において、当該基金は自己資金として認識している。このような状況の中で、当該基金を支出するのは適切ではなく、また、委託料という支出方

<p>法も適切ではないと考えられる。加えて、府費で積立てられた事業団の施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設の整備に充当されることについて、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はない。</p> <p>これらのことから、施設整備基金への支出方法を見直すとともに、その使途に係る担保の方法について検討されたい。</p>	
---	--

(大阪府立障がい者交流促進センターのあり方について)

監査対象機関名	障がい者交流促進センター
監査実施年月日	平成22年11月16日から同年12月17日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府立障がい者交流促進センターは、「大阪府財政構造改革プラン（案）」において、障がい者スポーツ振興策における府の役割を精査し、平成 23 年度中に抜本的な施設のあり方を検討することとされている。その際には、以下の事項について留意の上、検討されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同種の施設の設置状況や障がい者スポーツの普及における市町村の役割と現状を踏まえ、大阪府立障がい者交流促進センターの担うべき機能を明確にすること。 加えて、施設のあり方を検討するに際しては、福祉部内の検討にとどめることなく障がい者団体以外にも有識者を含め広く府民の意見を聞く必要がある。 2 施設の効率的かつ効果的な運営を行うためには、施設に求められる機能に応じて具体的な目標を設定した上でその達成度を評価し、反映させていく、いわゆるPDCAサイクルを機能させることが必要であること。 3 堺市における同種施設の設置による利用者の減少が予想されることから、利用時間帯の見直しなど、利用実態を踏まえてより効果的な施設運営を図る必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者スポーツ振興策における大阪府としての役割を精査し検討した結果、大阪府は、「競技スポーツを中心に広域的・専門的分野にシフトしつつ、市町村支援を行う。」市町村は「身近でスポーツに親しむ機会を創出する。」というように役割分担を明確にしました。この役割分担論を踏まえ、ファインプラザ大阪では、「いつでも」「どこでも」「気軽に」スポーツに取り組める環境の整備（市町村支援）として、中級障害者スポーツ指導員の養成及び派遣の仕組みを構築します。さらに、現在もファインプラザ大阪で実施している「地域振興事業（出前事業）の拡充」などを行います。 また、競技スポーツとしての障害者スポーツ振興（競技力の向上）のため、産学官の連携によるトレーニングプログラムの開発などを、現在実施している事業と併せて実施することで、本府における「障がい者スポーツの広域的拠点」と位置づけ、今後、障がい者スポーツの振興を図っていきます。 これらの方向性については、ファインプラザ運営懇談会委員、ファインプラザ大阪利用者への説明をはじめ、府民文化部が主体となって策定中の「大阪府スポーツ振興基本計画（案）」においても、同様の役割を明記し、生涯スポーツ推進協議会委員や健康福祉常任委

<p>4 再度、指定管理者制度を導入する場合にあっては、指定管理者による創意工夫を生かして、コスト面における競争性と効果が発揮できる運営ができるよう検討すること。</p>	<p>員会の各委員からの意見を聴取するとともに、利用者の多い主な市町村の福祉関係課に説明し、意見を求めるなど広く意見を聴き検討を行いました。</p> <p>また、平成24年2月定例会本会議において「大阪府社会福祉施設設置条例」の改正案を提出し、「提案公募型指定管理者制度の導入」、「使用料改定」について、議決をいただいたところです。</p> <p>これに伴い、提案公募型指定管理者制度の導入、使用料改定については、平成25年4月1日とし、平成24年度中にこれら方向性が十分果たされるよう「管理者」の選定にあたります。</p>
---	--

(児童措置費負担金の債権管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>岸和田子ども家庭センター 措置した機関：福祉部子ども室</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月14日から同年12月16日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>(1) 児童措置費負担金の収入未済額は年々増加している。平成22年度末の全子ども家庭センターの収入未済合計額は226,096,303円、このうち、岸和田子ども家庭センター分は38,540,493円となっている。これらは、債務者である扶養義務者に対する納付指導や所在不明者等の状況把握が不十分であることが原因であると考えられる。</p> <p>また、収納率についても年々下がってきており、岸和田子ども家庭センターにおける平成22年度の過年度分の収納率は3.6パーセント、現年度分は45.9パーセントと、いずれも非常に低い状況である。過年度分は4パーセントにも満たず、現年度分においても半分を割っていることは由々しきことである。</p> <p>同負担金の特性から、徴収が困難であることは一定理解できるものの、納付指導や所在調査が十分になされておらず、さらなる回収努力が必要である。同負担金は強制徴収債権でもあり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、債権</p>	<p>(債権回収に向けて重点的な取組について)</p> <p>児童福祉法第56条措置費負担金については、本債権の性質から、支払いの拒否や事実発生から児童措置費負担金の決定までの期間経過によって納付能力がなくなるなど、完納は期待が薄く、高い徴収率を求めるのが非常に困難な状況にあり、特に過年度の収入割合が低く徴収率の低迷が続いているのが現状であり、早急に徴収率の向上を図る取組が重要な課題です。</p> <p>子ども室としては、子ども家庭センターと連携して増加する虐待通告等の対応のための体制の強化を図るため、平成23年度より子ども家庭センターの職員を20名増員していますが、そのうちで各子ども家庭センターに行政職の職員を1名配置して、迅速な階層認定及び徴収率の向上など、適正な債権管理に努めているところです。</p> <p>この結果、平成23年度における岸和田子ども家庭センターの収納率は、現年度分72.5パーセント、過年度分5.7パーセントとなりました。</p> <p>また、平成24年4月には、「児童措置費負担金にかかる取扱指針」</p>	

<p>回収に向けて重点的な取組を行われたい。</p> <p>(2) 平成 23 年度の債権回収・整理計画において、回収対象債権の回収率の目標値の設定が、金額ベースで 4.5 パーセントと非常に低く、目標を達成したとしても、公債権の消滅時効期間が到来するまでの5年間を同率で計算すると、回収率は約 20 パーセントに過ぎない。</p> <p>現状を反映した実効性のある目標値とはいえ、これでは、府民に対する説明責任が果たされないことから、福祉部子ども室とも協議のうえ、この目標値の見直し、業務内容の改善及び体制整備の強化を図られたい。</p> <p>また、不納欠損となった債権については、府民に対し説明責任が果たされるよう、その実情を十分に調査し、検証を行うこととされたい。</p> <p>さらに、回収対象債権の回収率の目標値については、全子ども家庭センターにおいて同一であるが、その是非についても検討されたい。</p> <p>本件については、他の子ども家庭センターにおいても同様の状況が見られることから、福祉部子ども室に係る意見ともする。</p>	<p>(平成19年3月作成)を見直し、入所等措置に際しては、児童措置費負担金が発生することや滞納処分や財産、所在調査の実施など周知し、滞納の防止に努め、未納となった債権については、督促状や催告状の送付による納付催促の他、担当児童福祉司と債権担当者が連携して、電話、訪問による納付指導を実施し、債権確保に努めることとしています。</p> <p>なお、本債権は強制徴収債権でもあることから、所在調査及び財産調査に積極的に取り組み、債権回収及びその整理に向けて、指針とともに「児童措置費負担金 債権回収・整理マニュアル」を新たに作成して、悪質な滞納者については財産処分も視野に入れての対応を実施して参ります。</p>
---	---

(ホームページの整備について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>岸和田子ども家庭センター</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月14日から同年12月16日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>虐待対応をはじめ、子ども家庭センターの業務は、市町村や学校、地域が一体となって取り組んでいくことが不可欠であり、センターにおける様々な取組について積極的に情報発信し、府民に広く、センターの役割や制度を知ってもらうことが重要であると考えられる。</p>	<p>委員意見を受けて、岸和田子ども家庭センターの事業内容紹介ページから、大阪府子ども家庭センター共通のページへリンクし、全子ども家庭センターが同じ内容で画一的な展開になっていく現状を改め、岸和田子ども家庭センターの事業一覧ページから「岸和田子ども家庭センターの取り組み」ページを設け、「岸和田子ども家庭センターの</p>

<p>その情報発信の手段として、インターネットが普及した今日において、ホームページは、広く府民に周知できる効率的かつ効果的な方法であると思われる。</p> <p>しかしながら、岸和田子ども家庭センターのホームページにおける事業内容紹介のページは、大阪府子ども家庭センター共通のページへリンクが張られているだけであり、全子ども家庭センターが同じ内容で、画一的なものである。</p> <p>岸和田子ども家庭センターとしての事業紹介等の掲載は全くなく、また、同センターに関する内容については、地図を更新した平成22年2月18日以降、更新されていない。</p> <p>これらのことから、同センター独自の事業や取組状況について、広く府民に周知されているとは言い難い。</p> <p>同センターにおける取組状況や独自の事業紹介等の情報を掲載するなど地域性や独自性を出すとともに、広く府民に興味を持ってもらえるようなホームページの構築に向けて、早急に改善を図られたい。</p> <p>本件については、他の子ども家庭センターにおいても同様の状況が見られることから、福祉部子ども室に係る意見ともする。</p>	<p>ご案内」、「このような相談をお受けします」、「児童福祉の制度の情報」、「いろんな相談QアンドA」、「児童虐待とは」、「統計のページ」、「岸和田子ども家庭センターのトピックス」の7つのメニューによる展開に見直しました。</p> <p>「管内の統計情報」やセンター独自の事業実施をタイムリーに掲載する「トピックス」のページを設け、岸和田子ども家庭センターが取組む独自の取組や事業紹介等について、積極的に情報提供することにより、岸和田子ども家庭センターと市町村や学校、地域が連携し、諸課題の解決に向けた一層の連携体制を築いていくことが可能になるよう、広く府民に親しまれるホームページの構築に努めて参ります。</p>
---	---

(ナースセンター事業について)

監査対象機関名	健康医療部（保健医療室）
監査実施年月日	平成23年6月17日から同年7月27日まで
監査の結果	措置の状況
<p>社団法人大阪府看護協会（以下「看護協会」という。）に委託しているナースセンター事業としてナースバンク、再就業支援講習会、潜在看護職員復帰研修（以下「W-ONSTEP事業」という。）、就業協力員事業などがあるが、平成22年度のナースバンクの利用による看護職員の就職者数は、平成18年度と比較すると半数近くまで減少している。</p>	<p>今後のナースセンター事業のあり方について検討し、次のとおり対応します。</p> <p>(1) 有料職業紹介事業の対応について 当該事業の現状把握のため、ナースセンター事業及び、民間の有料職業紹介事業の利用に関して、府内7箇所 の医療機関に対し、ヒアリングを実施しました。(平成24年2月)</p>

については、今後ナースバンクを含むナースセンター事業について費用対効果を踏まえて看護職員の就業の促進にどれほどの効果があったのか検証した上で、その事業のあり方について検討を行われたい。

民間事業の利用については、「紹介手数料が高額なため経営を圧迫する。」との意見が多数あり、人材（看護職員）確保を民間事業のみで行うとすれば、手数料の増嵩により、医療機関の健全な医業経営を阻害するおそれがあります。

一方、ナースセンター事業は、事業の存在を知らなかったり、登録方法が煩雑との意見も寄せられていることから、今後改善すべき点を検討し、また、一定の利用実績があり、「公的機関の運営であるため信頼できる。」とする意見もあることから、有効な行政施策としての役割を果たしているか検証しています。

以上のことから、人材確保の手段としてより効果的な事業とするため、今後とも、一層のPRによる認知度向上と、求人・求職等に係る運用方法の改善に努めていくこととします。

(2) 就業協力員の状況について

離職期間が長期にわたる求職者の場合、最新の医療・看護技術への不安感から、登録しても再就業に繋がらないケースが見受けられるため、就業協力員は、看護職員としての実務経験が豊富であり、様々な現場において、中心的な立場にあった者の中から選任しています。

就業協力員は、自らの経験に基づくきめ細やかな相談に応じるとともに、再就業への自信を持っていただくため、再就業支援講習会への受講勧奨を積極的に行うなど、再就業への気持ちのハードルを下げることにつなげています。

その結果として、平成22年度の再就業支援講習会受講者の平均離職期間が9年3月に及んでいたが、受講者58名のうち44名が就職し、再就業率は75.9パーセントと高いものとなりました。

また、平成24年度からは、就業者数の更なる増加をめざし、医療機関における復職等研修プログラムの作成援助のほか、就職後におけるフォローアップの実施にも取り組むこととしているため、就業協力員には看護教育に従事した経験を有する者を充てることとします。

	<p>(3) e-ラーニング教材の活用及び再就業支援講習会の拡充について e-ラーニングは、育児等の事情があり、まとまった学習時間を確保することが難しい方であっても、自宅での余裕時間を活用し、自らのペースに合わせて学習をすることができる点で、有効な手段であり、平成22年度末累計で1,444名の潜在看護職員が利用し、うち197名が医療機関での実習を受けるとともに、124名が再就業を果たしました。</p> <p>平成24年度からは、そうしたe-ラーニングの利点を生かしつつ、利用拡大を図るため、教材をCD-ROM化して希望者に配布するほか、再就業支援講習会でのプログラムに活用するなど、潜在看護職員の職場復帰に寄与できるよう努めます。</p> <p>(4) 今後のナースセンター事業全体の方向性 ナースセンター事業は、看護職員不足が継続する中、看護職員の就業促進・医療機関における看護職員確保の手段としては重要であると認識しています。今後PRの拡充及び運用改善等を行いながら、登録者数及び再就業者数の増加を図ります。</p>
--	--

(こころの健康総合センターの事務事業について)

監査対象機関名	大阪府こころの健康総合センター	
監査実施年月日	平成22年11月1日から同年12月17日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府こころの健康総合センターでは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定されている業務のほかに、センター設置条例に基づき「外来診療」、「精神科デイケア」、「ストレス対策事業」(以下これらを「任意事業」という。)を実施している。これら任意事業については、事業費の面からもセンター事業の中で占める比重が大きいと思われるが、本府の精神保健福祉施策全体の中における位置付けが明確でない。</p> <p>また、近年、診療件数や利用者が大幅に減少しており、「精神</p>	<p>今日的課題に対応するセンターとしての業務のあり方について従来に増して検討を図るとともに、明確な成果指標の設定、効果検証のあり方についても検討した結果、下記のとおり対応しました。</p> <p>(ストレス対策事業)</p> <p>ストレス度検査及びストレス対処法講習は所定の役割を果たしたも のとして平成23年度末に廃止することとしたところです。一方、ストレス対策は、うつ病をはじめとする精神疾患発症や、過労死及び今日的課題である自殺予防に非常に有効性が高いため、引き続き実施して</p>	

科デイケア」や「ストレス対策事業」はかなりの赤字となっている。「外来診療」についても、診療件数が減少している中で、今後の収支状況は厳しくなると予想される。さらに、立地条件から致し方ないとはいえ、「外来診療」と「精神科デイケア」においては、大阪市民の占める割合が多く、近年はその偏りが拡大している。

行政機関であるセンターとしては、これら任意事業を直接実施するよりも、関係機関への技術的指導や援助、人材育成等を通じて、センターがこれまで蓄積してきたノウハウや成果を府域全体に及ぼすことが望ましいのではないかとと思われる。

同法は、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導、保健所や市町村などの関係機関に対する技術的指導・技術的援助、人材育成等をセンター業務として位置付けており、同法の趣旨や現状を鑑みて、これら任意事業のあり方を検討する必要がある。

検討に当たっては、センターが行政機関であることを踏まえ、これら任意事業の位置付けを明確にするとともに、具体的な目標と明確な成果指標を設定し、効果検証することが求められる。また、同法の改正により市町村における精神保健福祉の役割が強化され、自殺対策基本法の制定により自殺対策への取組が求められるなどセンターの役割も変化しており、時代のニーズにあった事業を展開する必要がある。

これらの点を総合的に考慮し、センターにおけるこれら任意事業のあり方について、抜本的に検証することとされたい。

いく必要があります。

そのため、こころの健康の保持増進や、ストレス関連疾患の予防及び早期発見などを含めた、包括的な「こころの健康づくり」の取組としてメンタルヘルスケア事業を実施し、従来のストレス対策事業といった単独事業ではなく、センターの本来業務である普及啓発事業として、地域や職域での効率的な普及啓発を行ってまいります。

(精神科デイケア)

実証的な検討を進めてきた結果、統合失調症・発達障がい等を対象とした現行のデイケアについては、一定の役割を果たしたものとして、現利用者の期限が切れる平成24年度末を持って廃止します。

併せて、これまでの成果を広く府内の関係機関におけるデイケア活動に活用できるよう平成23年度こころの健康総合センター紀要に掲載すべく中間取りまとめの結果を整理しているところです。

今後の取組としては、これまでの事業で培った知識経験を活かし、近年うつ病等の治療に有効といわれている集団認知行動療法等について対応の検討をまいります。

(外来診療)

他の精神科医療機関での対応困難事例や処遇困難事例に対応することで得られる知見を、教育研修やコンサルテーションといった方法でフィードバックしていくことがセンターでの外来診療の役割であり、特に近年の複雑化・困難化してきた症例や、多様化していく精神疾患に迅速かつ的確に対応することが行政として求められており、これに応えるためには継続した臨床経験が必要不可欠となります。また精神疾患の治療には薬物療法にあわせて精神療法が大切であることから、引き続き効果的で先進的な精神療法の実施を検討します。

平成24年度以降は、昨今、困難症例の中でも特にニーズが高まっている広汎性発達障がいについて、適切な診断と支援方法のモデル化を構築し、民間医療機関でも実施可能なものとするを、目標として進めます。

(福祉関係団体に対する行政財産の使用許可について)

監査対象機関名	東大阪高等職業技術専門校	
監査実施年月日	平成22年11月9日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立東大阪高等職業技術専門校においては、これまで自動販売機設置に係る行政財産の使用許可を大阪府肢体不自由児者父母の会連合会に対して行っている。</p> <p>しかしながら、大阪府では、障がい者雇用の推進策として行政の福祉化による取組や条例による民間企業における雇用推進策など障がい者雇用推進の取組が多様化している。</p> <p>あわせて、大阪府の行政改革を推進するため府有財産の有効活用を図ることとされていることに鑑みて、当該使用許可については一般又は条件付き公募の実施を検討されたい。</p>	<p>大阪府肢体不自由児者父母の会連合会と調整した結果、同連合会に使用許可している自動販売機設置について一般公募を行いました。</p> <p>この公募に対し6社の応募があり、近畿中四国ペプシコーラ販売株式会社に平成24年4月1日から平成25年3月31日までの使用を許可しました。</p>

(バイオ燃料実証事業について)

監査対象機関名	環境農林水産部（みどり・都市環境室）	
監査実施年月日	平成22年6月16日から同年8月11日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>バイオ燃料実証事業は平成21年度事業費総額（実績）10億円を超える国費充当100パーセントの委託事業であるが、この事業内容について調査したところ、大半が2号随意契約となっている。当該契約に関する手続及び支出に関する手続を検討した結果、契約手続面で問題のあるものや、委託費の支払に当たっての調査が十分でないなど、支出の抑制をするための取組が十分になされていないものがあった。</p> <p>国費充当100パーセントの委託事業であっても、支出の抑制をするための取組を十分に行う必要があり、本事業において、府は自主的に、2号随意契約の理由の妥当性、人件費の内容の吟味も含めた検収方法及び間接経費の精算方法の妥当性の検討など事業</p>	<p>今回の委員意見を受け、各事業内容の再点検を行い、2号随意契約の見直しや間接経費の精算方法の見直し等を実施しました。</p> <p>(事業内容の再点検について)</p> <p>各事業内容の再点検については、以下のとおり業務の履行を確認しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 翻訳、通訳に関する人材派遣業務 府職員と同じ職場に従事し、府職員が直接、業務の指揮命令を行っていることから履行を確認しました。 また、勤務管理表の勤務実績に基づき経費支出していることを確認しました。 2 データ等作成・管理に関する人材派遣業務

内容の再点検を行うべきである。また、これを踏まえ、今後、適切な事務執行に努めるとともに、一層の支出の公平性・透明性の確保を図るべきである。

府職員と同じ職場に従事し、府職員が直接、業務の指揮命令を行っていることから履行を確認しました。

また、出勤管理表（委託事業者への提出書類）に府職員が日々の勤務実績について承認（押印）しており、それに基づき経費支出していることを確認しました。

3 バイオ燃料の品質管理等検証業務

地下タンク在庫量及び漏洩検知管等点検表等により履行を確認し、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

なお、人件費に係る分については、既に事業廃止をした事業者を除き、事業者が提出する業務日報と事業者が管理するタイムカード等の出勤記録を現地で照合し、業務日報に記載された勤務日に勤務していることを確認しました。

4 バイオ燃料の輸送

各スタンドにおけるE3納入の受領書により履行を確認しました。

また、受領書に基づく輸送実績により経費支出していることを確認しました。

5 バイオ燃料の製造等

業務報告書等により履行を確認し、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

なお、人件費に係る分については、事業者が提出する業務日報と事業者が管理する出勤記録を現地で照合し、業務日報に記載された勤務日に勤務していることを確認しました。

6 バイオエタノールの品質管理等検証業務

業務報告書等により履行を確認し、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

なお、人件費に係る分については、事業者が提出する業務日報と事業者が管理する出勤記録を現地で照合し、業務日報に記載された勤務日に勤務していることを確認しました。

7 バイオエタノールの低コスト化開発実証

業務報告書等により履行を確認し、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

なお、人件費に係る分については、事業者が提出する業務日報と事業者が管理する出勤記録を照合し、業務日報に記載された勤務日に勤務していることを確認しました。

8 高濃度バイオ燃料対応車両のリース

E10 対応車両の使用所属から提出してもらう車両日誌により、E10 対応車両の使用実績があることから履行を確認しました。

また、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

9 バイオ燃料の油槽所整備業務

工事写真、流量計点検報告書等により履行を確認しました。

また、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

10 バイオ燃料に関する広報及びデータ収集等

業務報告書等により履行を確認し、請求書等に基づき経費支出していることを確認しました。

なお、人件費に係る分については、事業者が提出する業務日報と事業者が管理する出勤記録を現地で照合し、業務日報に記載された勤務日に勤務していることを確認しました。

また、当該業務のうち海外調査に関しては、より効率的に調査を実施できなかったかとの観点から、出張日程等について、

(財)大阪府みどり公社と協議した結果、韓国1日分、中国3日分について日程を短縮できると判断しました。これに基づき、短縮できると判断した日数に係る人件費及び旅費等の相当額を公社から府へ返納させ、その後、府から国へ返納しました。

11 バイオ燃料の分析業務

分析結果報告書により履行を確認し、分析実績に基づき経費支出していることを確認しました。

12 高濃度バイオ燃料給油所の賃借

E10 対応車両の車両日誌により、当該給油所による給油実績が

あることから履行を確認しました。

また、請求書に基づき経費支出していることを確認しました。

(2号随意契約の妥当性について)

今回の委員意見をを受けて、今後契約締結については、原則入札によることを遵守し、これまで積み上げた事業データの継続性や既存設備の活用等、事業の継続実施のために必要不可欠なものに限定して、厳密に2号随意契約を適用することとします。

委員意見で指摘された各契約に対する対応は以下のとおりです。

ア 翻訳、通訳に関する人材派遣業務

平成22年9月に委託業務が終了しました。今後、当該業務に係る人材派遣が必要となる場合は入札により対応することとします。

イ データ等作成・管理に関する人材派遣業務

すでに入札により対応しています(平成21年7月から)。

ウ バイオ燃料の品質管理等検証業務

平成23年度が当該実証事業の最終年度であるため、これまで積み上げた事業データの継続性や既存設備の活用が事業の継続実施に必要なため、2号随意契約により対応しております。

エ バイオ燃料の輸送

すでに入札により対応しています(平成22年4月から)。

オ 高濃度バイオ燃料対応車両のリース

高濃度バイオ燃料に係る実証事業は、平成22年度で終了するため、当該リース契約については平成22年度で終了しました。

カ バイオ燃料の油槽所整備業務

平成22年度で油槽所の整備が終了するため、当該委託業務については平成22年度で終了しました。

キ バイオ燃料に関する広報及びデータ収集等

平成22年度で当該委託業務は終了しました。今後、当該業務が必要となる場合は入札により対応することとします。

ク バイオ燃料の分析業務

	<p>平成 22 年 4 月から実施可能な分析機関（3 事業者）から比較見積を徴収し、最も安価な事業者と契約をしています。</p> <p>（人件費の工数基準について）</p> <p>「バイオ燃料の品質管理等検証業務」における人件費の積算方法については、これまで、業務日報の勤務実績に基づいて算定していたところです。</p> <p>この方法では、各スタンドの業務手順等を工数に反映することができる一方、同じ業務でも事業者間で不均衡を生じる可能性があるなど、第三者から見て公平性、透明性に欠ける面も否めないため、点検対象設備の数量などから各事業者共通の工数基準を策定し、業務内容に応じたより客観的な人件費の積算方法に改善し、平成 23 年度の契約締結を行いました。</p> <p>一方、委託業務従事日誌については、現行の様式において、業務内容欄が自由記載で従業務全てを記載するには適さないものであり、また、各事業者間で記載内容に差異があったため、仕様書に定める業務内容を予め全て記載したものに様式を変更し、これについては平成 22 年 12 月から実施しました。</p> <p>（間接経費の精算方法について）</p> <p>間接経費については、精算方法の透明性を図るため、契約時と精算時における直接経費の金額の変動率を、契約時の間接経費の積算額に乗じて、精算額を決定することとしました。平成 22 年度の精算から実施しています。</p> <p>平成 23 年 10 月に所属の職員全員を対象とした研修を実施し、情報共有を図りました。</p> <p>本件事業については、貴重な国民の税金を財源として実施されているという認識を持ち、今後一層の支出の公平性・透明性の確保を図り、適正な事務執行に努めることとします。</p>
--	--

（農薬の指導取締りについて）

監査対象機関名	環境農林水産部（農政室）
---------	--------------

監査実施年月日	平成23年6月15日から同年8月5日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>法令に基づく農薬の使用等に関する立入検査については、新規に販売所の届出のあった店舗等のみを対象とした結果、平成22年度においては府所管の検査対象店舗数4,686のうち、160店舗（全体の3.4パーセント）しか実施されていない。</p> <p>農薬の安全かつ適正な使用等を確保するため、立入検査において指導事項が認められること、災害発生時の安全確保の観点から、長期間立入検査が行われていない農薬販売所を把握することが必要である。</p> <p>また、新規店舗等のみでなく、全店舗のうち一定数はローテーションや無作為抽出をするなど、立入検査における牽制効果を図るよう、立入検査の対象を選定するルールを策定し、明文化されたい。</p>	<p>（長期間立入検査が行われていない販売所の把握について）</p> <p>監査の指摘を受け、新規に販売所の届出のあった店舗等に加え、10年以上立入検査をしていない農薬販売所を検査対象とし、年度当初にデータベースからリストを作成することによって、状況を把握することとしました。</p> <p>（立入検査対象店舗の選定ルール策定、および明文化について）</p> <p>農薬販売店立入検査マニュアルの改定によって「検査対象選定に関する規定」を追加し、対象店舗を選定するルールを明文化することで、新規届出以外の店舗についても対象として抽出することとしました。また、今回の委員意見を関係者に伝え、改訂後の選定方法を周知徹底しました。</p>

（取り抜け方式の運用方法について）

監査対象機関名	北部農と緑の総合事務所	
監査実施年月日	平成22年11月15日から平成23年1月21日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成21年度の大阪府北部農と緑の総合事務所の工事入札においては、一の工事について落札した場合に他の工事の落札者とならない、いわゆる「取り抜け方式」を採用している。その目的は、同一の業者に、同時に複数の工事を請負わせることによる工事の質の低下を回避することのほか、より多くの業者が工事を受注する機会を与え、これをもって地元業者の育成を図ることとされている。</p> <p>ところが、「取り抜け方式」を採用した平成21年度において、同方式を採用しなかった平成20年度と同様、同一の業者が、工期</p>	<p>（取り抜け方式の運用方法について）</p> <p>北部総合事務所としては、「取り抜け方式」を地元中小事業者の受注機会の拡大を図り、中小事業者の育成の観点から有意義な制度であると判断しており、引き続き同方式を採用する方針といたしました。</p> <p>採用に当たっては、下記のとおり同方式が機能するよう基準を明確化するとともに、入札参加者に対し下請の参入制限の要請を行うことといたしました。</p> <p>1 基準の明文化については、契約局制定の「大阪府建設工事取り抜け方式実施要綱」を平成23年9月1日から適用し、以下の内容</p>

がほぼ重なっている3つの工事を落札等しており、同方式が機能せず、公正な入札が行われていないことが懸念される。

「取り抜け方式」を採用するか否かを含め、公正な入札が行われるよう、検討されたい。

に関して明確にしました。

- ・同一工種、同一入札参加資格要件の工事に限り適用し、工事の計画的な発注に努める。
 - ・取り抜け対象案件には概ね20者程度の入札参加者を求めて競争性を確保すること。
 - ・公告日から開札までの期間の一部が重複する場合は取り抜けの対象とすることができる。(同一時期の考え方を整理)
- また、一般競争入札の地域要件を試行的に拡大し、競争性を高めることとしました。

これらの結果、一般競争入札の工事1件あたりの参加者数は以下のようになっており、参加者数は増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
取り抜け	8	21	24
その他	13	14	30

さらに、北部農と緑の総合事務所競争入札審査部会設置要領についても下記内容を改正し、平成23年7月25日から施行することといたしました。

- ・公告日の変更・取り止め(同時公告案件の有無とその取扱い)
- ・発注予定工事進捗状況表(取り抜け設定の確認等)
- ・下請業者の施工能力の審査を審査部会の審査項目に追加

2 下請参入の制限については、平成23年9月以降の公告案件について、取り抜け対象工事の入札参加者に対し、下請参入制限等の要請文を入札公告書に添付することとしました。

また、平成23年度発注工事において、下請参入状況を確認したところ、取り抜け対象工事の受注者が、他の取り抜け対象工事の下請に参入しておらず、また、当該工事の下請契約の相手方に他の取り抜け対象工事の受注者を選定しておりませんでした。

また、過去(20年度~23年度)の発注工事について、委員意見に係る事案の有無について検証したところ、委員意見で指摘され

たものを除き、工事の取り止めによる「取り抜け方式」のペアリングの変更等の事例は無く、今後、このような事が無いよう幹部等の会議において周知徹底し、注意喚起を行いました。

(森林関連事業の随意契約について)

監査対象機関名	南河内農と緑の総合事務所
監査実施年月日	平成23年10月24日から同年11月18日まで
監査の結果	措置の状況
<p>森林関連事業においては、平成22年度に大阪府森林組合と16件、総額166百万円の随意契約を締結している。随意契約は、価格の競争性が働かないため、当初の積算根拠と実際の工数や歩掛、単価などの実績との比較を行い事後的に契約額の妥当性・合理性を検証することが重要であるが、これら森林関連事業の随意契約では、積算と実績との比較がなされていない。</p> <p>また、これらの随意契約においては、積算に対する契約金額の割合が、同年度の一般競争入札全体の落札率と比較して15パーセント程度高い。両者は事業内容が異なるため、一概に随意契約に問題があるとは言えないが、同じ事務所が実施した積算に対して実際に契約した金額の割合が、一般競争入札と随意契約とで15パーセント程度の差があることについては、課題と認識し、改善策を検討すべきである。</p> <p>さらに、大阪府ではこれら森林関連事業については長年、大阪府森林組合と随意契約を締結しているが、近年、多くの県で森林関連事業に関しても一般競争入札を導入しており、当該契約内容が大阪府森林組合以外に実施できない性質のものなのか疑問が残る。また、見積合せを行わずに随意契約を締結しているのは現在では大阪府以外はほとんどなく、これらの現状を踏まえ、一般競争入札を導入することを含めて、現在の契約方法の見直しを検討されたい。</p>	<p>これまで、随意契約を締結していた森林整備事業（工事）について、契約事務の透明性や価格の競争性等を確保するため、平成 24 年度から一般競争入札を導入することとし、平成 24 年 3 月に一般競争入札参加資格等を定めた「森林整備事業入札参加資格審査実施要綱」を施行するとともに、入札参加資格審査申請の受付を平成 24 年 4 月に行うことを周知しました。</p> <p>今後、森林関連事業の契約にあたっては、適切に履行できる契約相手方の選定を、透明性、客観性を確保する観点から十分検討することとし、随意契約を選択せざるを得ない場合においても、一般競争入札との価格差を低減するよう価格交渉を可能な限り行い、適切な契約事務の執行に努めます。</p>

(森林関連事業の計画について)

監査対象機関名	南河内農と緑の総合事務所	措置した機関：環境農林水産部みどり・都市環境室
監査実施年月日	平成23年10月24日から同月25日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府は森林の公益的機能の低下を防止し、良好な状態で維持していくため、平成19年に定めた「放置森林対策行動計画」に基づき、国費及び府費を投じ、直接又は補助金を通じて間接的に森林整備を行っている。南河内農と緑の総合事務所の管内において平成22年度に森林整備事業に投入された事業費は3.0億円であり、そのうち、「放置森林対策行動計画」の主要事業である間伐実施の事業費は1.4億円である。</p> <p>「放置森林対策行動計画」では、計画期間である平成19年度から平成28年度までの10年間に対策が必要な森林の面積を資源量データから算定しているが、貴重な公金を効果的に投入していくためには、防災上の緊急性あるいは、長期的な視点で計画的に実施するため、あらかじめ事業の必要性や優先順位を定め、実施目標、実施量を決定することを検討すべきである。南河内農と緑の総合事務所では、事業を実施する際に、実施の必要性や優先順位を検討しているというものの、それを明らかにした計画は示されなかった。森林整備事業に関して、国の示すこれからの方向は、事業を集約的に実施し、効率的、効果的に実施することであり、計画性はますます重要になってくることにも留意して計画を策定すべきである。</p> <p>公的関与として府が直営事業又は補助事業等により対策を実施した事業実績は、事業毎の間伐実施面積を集計されているのみで、「放置森林対策行動計画」に基づく事業の実績としてどこでどれだけの対策がなされたのかが、一元的に取りまとめられておらず、進捗管理が十分とは言えない。例えば、事業実績</p>	<p>「放置森林対策行動計画」に関する森林整備事業について、農と緑の総合事務所において、事業主体や施工場所、面積、経費等を記載した「事業実績 一覧表」及び事業施工箇所を表示した「事業実績 付属図」を作成し保管することを定め、これにより森林整備事業の一元的な進捗管理を行うとともに、適切な事業執行及び事業計画検討等の基礎資料とすることを各農と緑の総合事務所へ周知しました。</p>	

地の一覧表や地図情報などの、第三者がその進捗状況を確認できる、わかりやすい資料を整理し、重複することなく事業の実績が正確に管理できているか、容易に確認できるよう努力すべきである。

また、森林関連事業において今後の計画を適切に定め、その効果を最大限に図るためには、実施した面積やその位置だけでなく、どこにどれほどの金額を費やしたかも把握されている必要があると考えられるが、「放置森林対策行動計画」の目標達成に資する事業実績の全体経費の集計が示されていない。

今後の「放置森林対策行動計画」の推進に当たっては、適切な計画策定と進捗管理を実施する必要がある。

(なお、この意見は、環境農林水産部みどり・都市環境室に係る意見ともする。)

(森林関連事業の計画について)

監査対象機関名	南河内農と緑の総合事務所
監査実施年月日	平成23年10月24日から同月25日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府は森林の公益的機能の低下を防止し、良好な状態で維持していくため、平成19年に定めた「放置森林対策行動計画」に基づき、国費及び府費を投じ、直接又は補助金を通じて間接的に森林整備を行っている。南河内農と緑の総合事務所の管内において平成22年度に森林整備事業に投入された事業費は3.0億円であり、そのうち、「放置森林対策行動計画」の主要事業である間伐実施の事業費は1.4億円である。</p> <p>「放置森林対策行動計画」では、計画期間である平成19年度から平成28年度までの10年間に対策が必要な森林の面積を資源量データから算定しているが、貴重な公金を効果的に投入していくためには、防災上の緊急性あるいは、長期的な視点で計画</p>	<p>「放置森林対策行動計画」に係る森林整備事業について、事業主体や施工場所、面積、経費等を記載した「事業実績 一覧表」及び事業施工箇所を表示した「事業実績 付属図」を各農と緑の総合事務所において作成し保管することを定め、これにより森林整備事業の一元的な進捗管理を行うとともに、適切な事業執行及び事業計画検討等の基礎資料とすることとしました。</p>

的に実施するため、あらかじめ事業の必要性や優先順位を定め、実施目標、実施量を決定することを検討すべきである。南河内農と緑の総合事務所では、事業を実施する際に、実施の必要性や優先順位を検討しているというものの、それを明らかにした計画は示されなかった。森林整備事業に関して、国の示すこれからの方向は、事業を集約的に実施し、効率的、効果的に実施することであり、計画性はますます重要になってくることにも留意して計画を策定すべきである。

公的関与として府が直営事業又は補助事業等により対策を実施した事業実績は、事業毎の間伐実施面積を集計されているのみで、「放置森林対策行動計画」に基づく事業の実績としてどこでどれだけの対策がなされたのかが、一元的に取りまとめられておらず、進捗管理が十分とは言えない。例えば、事業実績地の一覧表や地図情報などの、第三者がその進捗状況を確認できる、わかりやすい資料を整理し、重複することなく事業の実績が正確に管理できているか、容易に確認できるよう努力すべきである。

また、森林関連事業において今後の計画を適切に定め、その効果を最大限に図るためには、実施した面積やその位置だけでなく、どこにどれほどの金額を費やしたかも把握されている必要があると考えられるが、「放置森林対策行動計画」の目標達成に資する事業実績の全体経費の集計が示されていない。

今後の「放置森林対策行動計画」の推進に当たっては、適切な計画策定と進捗管理を実施する必要がある。

(なお、この意見は、環境農林水産部みどり・都市環境室に係る意見ともする。)

(売上高割使用料の検証方法について)

監査対象機関名	中央卸売市場
監査実施年月日	平成21年6月5日から同月12日まで

監査の結果	措置の状況
<p>市場の売上高割使用料は、卸売業者の（受託及び買付）販売額と仲卸業者の直接集荷額に一定率を乗じて定められているが、当該金額は各業者の報告・届出のみに拠っており、その正確性について、現状の仕組みでは十分な検証がされておらず、内部統制の整備が必要である。</p> <p>業者に対して本来納付すべき金額が納付されていないとなれば、公平性・公正性の観点から問題であることから、市場の売上高割使用料について検証方法を検討されたい。</p>	<p>（売上高割使用料の検証方法について）</p> <p>監査委員意見を受け、平成 22 年度と 23 年度の 2 年間で全仲卸業者に立入検査を実施し、仲卸業者から提出させた仕入帳、売掛帳、総合仕訳帳等を検査した結果、青果部の 72 社中 10 社、水産物部の 67 社中 12 社で、新たに直接集荷があることが判明しました。</p> <p>判明した仲卸業者に対しては、直接集荷の許可申請と実績の届出をするよう指導し、現在、適正に届出がなされております。</p> <p>また、検査結果を受けその間の売上高割使用料を確定し納入手続きを行いました。</p> <p>今後も、月別集計表の増減額により、変化の著しい業者については随時立入検査を行うとともに、財務状況の悪い業者を対象とした通常検査も含めて、3年間で全業者への立入検査を実施し、本来納付すべき金額が納付されない状況がないよう、売上高割使用料について検証方法の強化に努めます。</p> <p>（卸売業者の検証について）</p> <p>措置報告済み</p>

（立体駐車場の運営について）

監査対象機関名	中央卸売市場
監査実施年月日	事務局 平成22年6月14日から同年7月21日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府中央卸売市場の場内業者が利用する青果立体駐車場及び水産立体駐車場（以下「立体駐車場」という。）について、使用料収入のほぼ全額が約4割の持分を保有する株式会社大阪府食品流通センター（以下「センター」という。）への賃借料として支出されている。その結果、府出資の6割相当額について投資回収ができていないだけでなく、維持管理に係るコストのほぼ全額を</p>	<p>委員意見を受け、「立体駐車場の帰属及び使用等についての契約」について、センターに資金回収計画の精査を求めたところ、平成 25 年 12 月までの賃借料の支払いにより資金回収が図られることを確認いたしました。そのため契約の終期を平成 27 年 3 月から平成 25 年 12 月に変更し、変更後の契約期間の満了時に、立体駐車場に係るセンターの持分（帳簿価格約 1 億円）を府が寄附採納する旨、契約内容を変更し</p>

<p>府が負担している状態にある。</p> <p>利用者が負担する使用料はセンター出資分のみの回収を前提として決定されたものとなっており、適切な受益者負担がなされていないことから、使用料の見直しを検討する必要がある。</p> <p>また、センター持分の底地に係る行政財産使用料が免除されているが、センターは投資分の回収が図られている状態にあり、免除する必要性があるかについて検討する必要がある。</p> <p>加えて、立体駐車場の利用率が減少している等の状況を踏まえ、定額の賃料設定等の契約条件について、見直しを検討する必要がある。</p>	<p>ました。</p> <p>この結果、平成 26 年 1 月以降は、センターへの賃借料 51,634 千円の支払は不要となり、利用者が負担する使用料の全額が名実ともに府のものとなることとなりました。</p> <p>なお、立体駐車場の使用料の見直しについて、検討を行いました。市場施設の使用料については、市場全体でフルコストを賄うよう設定しており、立体駐車場の使用料の額については、市場内外の他の駐車場とのバランスや最近の立体駐車場の利用状況等から、今回の業務規程の改正においても、現状維持としました。</p>
--	---

(仲卸業者直接集荷許可制度について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>中央卸売市場</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>事務局 平成22年 6 月14日から同年 7 月21日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>平成21年度の監査指摘事項とされた仲卸業者の直接集荷制度における業者指導に関して、十分な改善がみられない。</p> <p>仲卸業者の直接集荷については、卸売市場として求められている価格形成機能の発揮、公正な取引の確保のために、卸売市場法において原則として禁止とされており、直接集荷するためには開設者の許可が必要とされている。卸売市場の機能に直接関わる制度であり、制度の趣旨に沿って運用されるよう、必要な事務処理体制を構築し、場内業者に対する指導を徹底されたい。</p> <p>また、仲卸業者の直接集荷実績の届出書が期日までに提出されていないことにより、売上高割使用料が適時に計上できていないものがあつた。場内業者への指導と併せて、適切に処理されるための内部統制の構築を検討する必要がある。</p>	<p>(仲卸直接集荷許可制度の運用について)</p> <p>委員意見を受け、書類上の不備に関しては、記載例を全業者に配布し記載漏れのないように周知するとともに、平成 22 年度と 23 年度で行った直接集荷の立入検査時にも記載内容の説明を行うなど指導の徹底を図りました。</p> <p>また、大阪府中央卸売市場業務規程第 44 条第 2 項第 1 号に基づく許可の処理にあたっては、最近の取引の状況を踏まえつつ制度の趣旨に沿った運用を行なっております。</p> <p>(業者の売上報告の遅れと売上の期間帰属)</p> <p>直接集荷実績確認に係る立入検査時に、届出をしていない仲卸業者に対して直接集荷の有無を確認し、あることが判明した場合は届出書の提出を求めるとともに今後遅滞なく提出するよう指導を行いました。</p> <p>また、「直接集荷品販売届出額一覧表」を作成し、期限までに未提</p>

	<p>出の業者に対しては再三文書で提出を促すとともに、更に遅れがちな業者に対しては、個別訪問を行い、状況確認を行うとともに、毎月10日までに必ず提出するよう期限遵守に取り組み売上高割使用料が適時に計上できるよう努めました。</p>
--	---

(大阪府道路公社の経営状況について)

監査対象機関名	都市整備部（交通道路室）
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府は大阪府道路公社に対して出資金（911億円）、無利子貸付金（36億円）及び債務保証（金融機関借入金264億円、政府借入金627億円等）を有しているが、公社の収支見通しは非常に厳しいものとなっており、多額の府の将来負担が予想される状況にあるものと考えられる。このような状況のもと、料金徴収期間の延長などの施策を実行するためには、従来の実態と乖離した収支見込みの公表では、十分な情報開示がなされているとは言えないため、府民への積極的かつ実態に即した情報開示に努められたい。具体的には、直近の収支見込み算定時に使用する道路交通センサスは5年以上前のデータであり直近時点までの実勢推移を反映していない可能性があること、新規の接続路線の供用が計画通りに実行されない可能性があることなど、収支見込みの前提条件及びリスク要因を合わせて開示するなどの方法が考えられる。</p>	<p>大阪府道路公社の収支見込みを公表する際には、その予測に当たっての前提条件等を合わせて開示しています。</p> <p>平成24年2月に策定した「大阪府道路公社 経営改善方針」（平成23年6月に指定出資法人に関する専門家会議に諮問済）において、収支見通しの試算結果を記載するとともに、前提となる条件及びリスクを試算条件として明記し、公表しています。</p> <p>また、「実態と乖離した収支見込み」の対策として、府において、より実態に近い見通しを立てることについて検討したが、全国交通調査との関連や全国交通需要予測を必要とすることから、現在採用している国の見通しと同程度の作業と費用が必要であることや、その結果が、より実態に近い結果になるかは不確定であり、従来 of 道路交通センサスによる将来交通量予測を採用することとしました。</p> <p>今後も、最新のセンサスデータに基づいた試算結果や運営・管理体制の取り組みに対する毎年度の達成状況を公表するように努めます。</p>

(インフラ部維持修繕に係る費用負担金のあり方について)

監査対象機関名	都市整備部（交通道路室）
監査実施年月日	平成23年1月27日から同年1月28日まで（大阪高速鉄道株式会社監査期間）
監査の結果	措置の状況

今回、大阪高速鉄道株式会社（以下「大阪高速鉄道」という。）について監査を行った結果、以下の事実が判明した。

大阪府は、大阪モノレールのインフラ部維持修繕にかかる費用負担として、大阪高速鉄道株式会社（以下「大阪高速鉄道」という。）に対し、平成19年度から平成21年度まで毎年、約2億円（平成21年度は1億9,800万円）の負担金を支出している。この費用負担については、平成13年に締結した国際文化公園都市モノレール2期事業の覚書により府、大阪高速鉄道及び国際文化公園都市の開発者（以下、「開発者」という。）の間における合意に基づき、国際文化公園都市モノレール2期事業区間である阪大病院前から東センター間、L=6.5km（以下、「国文2期区間」という。）の内、平成19年度に開業した阪大病院前から彩都西間分として開発者から受け入れた維持修繕費と府の負担金を合わせ、インフラ部維持修繕負担金として支出するものである。

しかし、実際の負担金の精算書類によると、負担の範囲が上記区間に限定されたものか否かは明確ではなかった。

また、大阪高速鉄道は累積損失は解消していないものの、平成19年度から平成21年度は安定的に黒字を計上し、かつ増益傾向にある。当期純利益は約7億4千万円から約9億5千万円と、維持修繕に係る負担額約2億円を大きく超える金額を計上している。

上記事実を踏まえ、今後、維持修繕に関する負担については、国文2期区間に係るものと、それ以外の区間に係るものを明確に区分し、府民に対して、当該負担金が国文2期区間に係る負担であることを適切に説明されたい。

また、大阪高速鉄道へ約2億円の負担金を支出しても課税対象となり、負担金のすべてが有効に使用されているとは言い難いように思われる。

そこで、府が大阪高速鉄道に対して負担金の支出などを行う場合は、府民目線に立ち、府の財政状況を鑑みた上で、その必要性を再検証するとともに、その意義や目的、支出方法をより明確に

委員意見を受けて平成23年8月、大阪府と大阪高速鉄道(株)の間で、費用負担の対象を国文2期事業開業区間（阪大病院前から彩都西駅間）に限定することとする「インフラ部維持修繕にかかる費用負担に関する変更確認書」を締結しました。

平成23年度以降のインフラ部維持修繕にかかる費用負担については、変更確認書に基づき行っていきます。

なお、府民への説明として、大阪府ホームページに事業施策や予算編成過程を公表し、目的・内容などを周知しています。

し、府民に対して説明責任を果たされたい。	
(地下河川事業等の事業評価について)	
監査対象機関名	都市整備部 (河川室)
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>地下河川事業は、これまで1,324億円の事業費を投入し、1兆82億円の寝屋川流域総合治水対策事業費の13パーセントにあたるが、現況の治水能力は64立方メートル毎秒に止まっており、これは寝屋川流域の治水能力計画2,700立方メートル毎秒のわずか2.4パーセントに過ぎない。終末ポンプ場が建設されていないため、調節池としての暫定利用に止まっており、地下河川本来の機能が発揮されていないことによるものである。</p> <p>また、地下河川事業の完成までには今後20から30年の期間及び1,422億円の事業費を要すると見込まれている。</p> <p>このような課題があるにもかかわらず、寝屋川流域総合治水対策の全体に係る事業評価は行われているものの、地下河川事業について個別には点検評価されていないことから、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討されたい。</p> <p>また、都市小河川改修事業（城北川）に関する補助事業についても個別に事業評価が行われない状況の下、付帯工事の工法・工期の見直し等が必要になる可能性が認識されている。このため、個々の補助事業ごとに、状況変化が判明する都度、事業の評価を実施することとされたい。</p>	<p>大阪府では、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、治水施設の整備については、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から「人命を守ることを最優先」に、河川氾濫・浸水による被害の程度により「地先の危険度」を評価し、想定される被害を解消したことによる「効果」と被害を解消するために必要な治水施設の整備「費用」を用いた事業効率評価指標により当面（20～30年、府民が対策の効果を実感できる期間）の治水目標と治水手法を河川毎にきめ細かく設定することとしました。</p> <p>これに従い、寝屋川流域の治水対策についても平成23年6月から大阪府河川整備委員会において審議を行い、当面（20～30年）の治水目標を10年に一度の降雨（時間雨量50ミリ程度）で床下浸水を、かつ、30年に一度の降雨（時間雨量65ミリ程度）で床上浸水を発生させないことと決定しました。</p> <p>また、治水手法については、当面の治水目標を達成するための地下河川・流域調節池・河川改修・分水路（城北川）・遊水地等の個別事業を組合せた検討を行い、事業効率の観点から評価し、最適な治水手法を決定しました。</p> <p>ここで、地下河川については、本来の機能を発揮するため流末に排水機場を整備し、放流施設として整備することが妥当であるとの評価を得ました。</p> <p>今後、地下河川及び分水路（城北川）を含む寝屋川流域総合治水対策事業を進めるにあたっては、PDC Aサイクルにより適宜改善を行っていきます。</p>

(中之島バンクスの事業効果について)

監査対象機関名	都市整備部（河川室）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで
監査の結果	措置の状況
<p>中之島バンクスでは賑わい施設の建設からすでに2年が経過しているが、大半の区画は入居先が決まっていない状況である。大阪府は1億円を投じて上下水道設備等のインフラを整備し、また、事業者に対該河川敷地を低料金で優先的に使用させているにもかかわらず、中之島バンクスにおいて未だに事業効果が十分に発揮されていない。</p> <p>水都大阪事業全体のイメージ低下にもつながりかねないため、大阪府は早急に関係者とより一層連携・協力を図り、計画の変更も含め必要な対策が講じられるよう指導されたい。</p> <p>また、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行われたが、審査にあたり資金調達や事業収支計画等の事業実施の実現性を審査する配点が低く、また、経営面をチェックできる専門家が構成委員に含まれていなかった。さらに委員の一次評価と最終の委員審査結果が異なる場合の選定過程が明確でなかった。</p> <p>したがって、今後同種の事業者の選定にあたっては、経営面も含めた事業の実現性を十分検討するとともに選定過程が一層明確になるよう努められたい。</p>	<p>(事業効果の発揮について)</p> <p>事業者に対し事業効果の発揮のためのテナント誘致促進を強く要請し、未入居であったセンター棟（2区画）及びウエスト棟（1区画）については、平成23年12月に賑わい施設の核となるテナントと契約を締結したところです。</p> <p>このことから、中心的な賑わい施設であるレストラン、多目的店舗が平成24年5月よりオープンし、中之島バンクスでの賑わいが創出されることで、水都大阪における中之島西部エリアの活性化が期待されることから、一定の事業効果の発現が見込まれると考えています。</p> <p>(事業者選定の明確化について)</p> <p>事業者の選定にあたっては、現在、選定委員に公認会計士などを選任しています。</p> <p>同種の事業については、今後とも提案者の財務状況や収支計画を確認し、事業の継続性や実現性を審査するとともに選定過程が明らかになるように努めます。</p>

(下水道増補幹線事業の事業評価について)

監査対象機関名	都市整備部（下水道室、河川室）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで
監査の結果	措置の状況

平成22年度の河川室に対する委員意見「地下河川事業等の事業評価について」において、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討することが求められている。一方で、下水道室所管の増補幹線事業は、完成した区間から随時、地下河川に接続して貯留施設として供用し、比較的短時間の集中豪雨に対応する施設として運用を図っているものの、地下河川事業において終末ポンプ場が建設されず調節池としての暫定利用に留まっている現状においては、増補幹線についても計画上期待される最大の効果である10年に一度の降雨への対応ができない状況にある。

このように、地下河川事業（河川室所管）と下水道増補幹線事業（下水道室所管）は不可分の関係にあるにもかかわらず、所管事業が異なるため、両者は別々に事業評価を行っている。

また、下水道増補幹線事業の費用対効果については、合流式下水道を採用していることから汚水の処理も併せて担う既設管を含めた評価を行っているものの、増補幹線だけを抜き出した評価は行われていない。このような状況を踏まえ、平成22年度の地下河川事業に関する委員意見に対する措置を進めるにあたっては、下水道増補幹線事業も一体として評価すべきことに留意されたい。

なお、地下河川事業及び増補幹線事業の事業評価にあたっては、地下河川本来の機能を発揮するために必要な終末ポンプ場の建設につながる区間の事業着手に目処が立っていない状況に鑑み、必要性のみでなく合理的な期間内における実現性の観点からの議論を尽くされたい。

大阪府では、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、治水施設の整備については、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から「人命を守ることを最優先」に、河川氾濫・浸水による被害の程度により「地先の危険度」を評価し、想定される被害を解消したことによる「効果」と被害を解消するために必要な治水施設の整備「費用」を用いた事業効率評価指標により当面（20～30年）の治水目標と治水手法を河川毎にきめ細かく設定することとしています。

これに従い、寝屋川流域の治水対策についても平成23年6月から大阪府河川整備委員会において審議を行い、当面（20～30年、府民が対策の効果を実感できる期間）の治水目標を10年に一度の降雨（時間雨量50ミリ程度）で床下浸水を、かつ、30年に一度の降雨（時間雨量65ミリ程度）で床上浸水を発生させないことと決定しました。

また、治水手法については、当面の治水目標を達成するための地下河川・流域調節池・河川改修・分水路・遊水地等の個別事業を組合せた検討を行い、事業効率の観点から評価し、最適な治水手法を決定しました。

ここで、地下河川については、本来の機能を発揮するため流末に排水機場を整備し、放流施設として整備することが妥当であるとの評価を得ました。

また、同委員会における評価を行うにあたって、地下河川と一体として機能する下水道増補幹線の整備費用を含めた事業効率、当面の間の実現性についても審議し、事業効率、実現性の観点から適切との評価を得ました。

（公園施設等の整備及び更新・維持改修計画について）

監査対象機関名	都市整備部（公園課）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで
監査の結果	措置の状況

府営公園に関する事業の実施にあたっては、府の厳しい財政状況を勘案し、公園の新規整備・拡張、公園内の個々の施設の整備、既存の公園施設等の更新・維持改修の優先順位を適切に見極め、限られた費用に見合った最大の効用が得られるように検討されたい。具体的には、

- (1) 山田池公園南北連絡橋の整備（総事業費：約4.4億円）においては、管理車両や緊急車両の通行等を考慮し、幅員を4メートル確保するとともに、最も経済性の高い橋梁形式が景観性や構造特性に劣るものとして、総合評価の一次選定で対象から外れ、「PC3径間連続斜張橋」形式が景観性や構造特性に勝るものとして採用されている。

今後は、公園内の個々の施設の整備のうち特に重要な施設の整備にあたっては、公園全体での費用対効果の分析のみでなく、当該施設の整備によりどれだけの来園者にどの程度の効用を提供できるのかという観点からの個別の検証を実施されたい。

なお、施設整備における形式等の選定にあたっては、経済性、景観性等の多様な評価項目のうち、どの項目を重視して配点するかにより結論が異なることとなるが、現在の府の厳しい財政状況においては経済性に重点を置くべきであり、その中であえて景観性等を重視する場合には、配点の根拠や事業費の増加について明確にし、広く府民の理解が得られるものであるかをより慎重に検討する必要がある。

- (2) 既存の公園施設等の更新・維持改修費については、現状、年間2億円程度に留まり、緊急に対応すべきところを最小限で対応しているのが実情である。公園利用者の安全安心を守るために中長期的に必要なと考えられる将来負担額を明らかにするとともに、新公会計制度の導入も見据え、アセットマネジメントの観点から、公園施設等の更新・維持改修計画の策定を検討されたい。

- (1) 山田池公園南北連絡橋の整備

施設整備の形式選定については、委員意見を踏まえて平成24年3月16日付で土木事務所に対し「設計審査体制の強化について」を通知しました。これは、個々の大規模公園施設の整備の際、効果や形式選定について検討していくもので、土木事務所の設計審査会を活用し、所内の審査において形式選定にあたっては景観性だけでなく、経済性、施工性維持管理費などに考慮するとともに、景観を重視した形式を選定する場合は広く府民理解を得るようにしました。

- (2) 既存の公園施設等の更新・維持改修費

平成23年度から維持管理費の段階的な増額を図っており、平成24年度においては、将来の必要額を明示し、アセットマネジメントの観点から個々の事業費を基にした「公園施設保全計画（平成24年）（案）」を作成しました。

府営公園においても維持改修費に平成24年度は7億円を計上、平成25年度も必要な水準を確保する年間9億円に向けた予算確保に努めることとしています。

(大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について)

監査対象機関名	都市整備部（用地室）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで
監査の結果	措置の状況
<p>平成13年度に策定された府の行財政計画（案）「負の遺産整理」において、大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する未利用代替地については、平成23年度を目途に処分するとされているが、未だ処分の目途が立っていない。</p> <p>公社の銀行借入に係る利息については、府が公社の経費軽減を目的として利子補給することになっており、平成23年度における未利用代替地取得資金に係る利子補給見込額合計は32百万円となっている。従って、公社での未利用代替地の保有が長引けば、借入金額に応じた利子補給が毎年公社に対して生じることになり、府の負担が継続することになる。また、公社が当該未利用代替地を処分した場合、処分差損を府が補填することになっているが、平成22年度末における簿価時価差額は3,318百万円（簿価4,262百万円と時価944百万円の差額）に上っており、多額の府の将来負担が見込まれる状況となっている。</p> <p>このような状況に鑑み、将来的な府の負担をできる限り軽減するために、公社との協働のもと府が主体性をもって、代替地の早期処分又は有効活用のための方策を引き続き検討・実行されたい。また、当初設定した期限である平成23年度中に未利用代替地を処分することが困難と判断し処分期限の延長等の対応をとる場合には、府民への説明責任の観点から、今後の対応方針を積極的に開示されたい。</p>	<p>1 処分状況について 平成 23 年度においても公社で精力的にセールス活動を行ったほか、用地室においてもパンフレット作成支援、独自セールスを行いました。 結果、平成 24 年 3 月 30 日時点で、6 区画を売却しました。 なお、残る 2 区画のうち、田尻町りんくうポート北 3-27 については、平成 24 年 3 月 30 日付けで大阪府が地域整備事業会計で取得しました。 今後住宅まちづくり部でりんくうタウンのまちづくりに活用する予定です。</p> <p>2 金利負担の軽減（取得資金の調達方法の変更） 未利用代替地取得資金については、平成21年度末から民間金融機関からの借入により対応（利子は府から補助）してきましたが、平成24年3月30日をもって府からの無利子による長期貸付に切り替えました。</p>

(地価調査の客観性及び透明性の確保について)

監査対象機関名	都市整備部（用地室）
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府地価調査会議（以下「当会議」という。）は、府の地価調査において、地価調査の基準地選定、鑑定評価額の審査・調整・判定、地価調査事業に係る重要事項に関する調査審議を担当する機関であり、学識経験者及び土地評価実務精通者から委員が選任されている。</p> <p>平成 22 年度の当会議の委員の中に、不動産鑑定士として平成 22 年度地価調査に参加し、基準地の鑑定評価を行うとともに、当会議において地価調査の基準地価格を判定する際の採決にも参加した委員がいた。</p> <p>府の地価調査の客観性及び透明性を保つためには、当会議の委員は鑑定評価者以外の第三者であることが望ましいと考えられる。当会議設置の趣旨を鑑み、当会議の委員と鑑定評価者の兼務を禁止する等、地価調査の客観性及び透明性を保つための方策を検討されたい。</p>	<p>（地価調査の客観性及び透明性を保つための方策について）</p> <p>委員の選任のあり方を見直し、その年度の基準地の鑑定評価を行う不動産鑑定士を当会議の委員に委嘱しないこととしました。</p> <p>今後は、府民の目から見て疑念が生じることのないよう、より多様な分野に人材を求めるなど、委員の公正な選任に努めます。</p>

（延納利息の管理について）

監査対象機関名	港湾局
監査実施年月日	平成22年7月14日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>現行の取扱いでは、収入未済が発生しても債務者が元本部分を納入した時点で、延納利息が調定されることになっている。府の債権総額を網羅的に把握し管理するため、また、債務者に正確な収入未済金額を通知するために、時の経過とともに延納利息を適切に管理するよう、取扱方法を検討されたい。</p>	<p>（延納利息等の適切な管理について）</p> <p>大阪府税外収入延滞金徴収条例の施行を踏まえ税政課から示される「延滞金試算表」を活用するべく、債権管理事務の進捗等について組織内で共有できるよう「滞納債権管理シート」を作成し、延滞金及び延納利息を含めた滞納債権の適切な管理に向けた体制を整備したところです。</p> <p>また、滞納者との納付交渉にあたっては、分納誓約書や催告状に延滞金現在額を記載して通知するよう取扱いを改めました。</p>

（債権管理体制について）

監査対象機関名	港湾局	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月5日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>港湾局において、適時に債権の回収督促手続あるいは長期に渡り港湾施設の使用許可の取消しを行わなかった結果、特定の債務者（1名）に対する多額の債権（144,670千円）が不納欠損処理に至っている。</p> <p>府の厳しい財政状況においては、滞納債権を早期に回収するとともに新たな滞納債権の発生を抑制するよう、適切な債権管理が不可欠である。債権回収担当者は、納付期日に入金のない債権が発生した都度、その発生の経緯と今後の対処方針を書面もしくは口頭にて上席者へ報告し、上席者は当該報告を受けて適時にフォローする等、有効な債権管理体制の構築に努められたい。</p> <p>(彩都地区の関連道路・橋梁の整備計画について)</p>	<p>(有効な債権管理体制の構築について)</p> <p>滞納債権の発生に適切に対応するためには、滞納の発生から回収に至るまでの一連の債権管理事務の進捗状況を組織内で共有することが重要であることから、今年度、共有サーバー内に「滞納債権管理シート」を作成し、財務会計システムから滞納情報が通知される都度、債権回収担当者が「滞納債権管理シート」にデータを取り込み、該当する地区及び業務担当者に連絡するよう業務を改善しました。これにより、滞納案件への対応について組織内で一元化することが可能となり、高額滞納や長期滞納など困難案件の処理について上席者が適時にフォローできる体制となりました。</p>
監査対象機関名	茨木土木事務所	
監査実施年月日	平成23年11月29日から平成24年1月13日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>国際文化公園都市「彩都」（以下「彩都」という。）地区の関連道路・橋梁の整備計画の検討にあたっては、彩都の事業施行者であるUR都市機構（以下「UR」という。）の事業進捗や事業計画変更等に係る意思決定の影響を大きく受けるものである。URの事業計画変更等により、先行して投資した事業費が無駄になり府に損害が生じるリスクを考慮すると、府による事業実施の判断は慎重に行う必要がある。</p> <p>西部地区と中部地区を結ぶ岩阪橋梁の整備にあたっては、平成21年12月に事業認可を受け、用地買収（4車線+モノレール分）を完了している。しかしながら、その時点でURの東部地区事業は</p>	<p>用地買収の決定に際しては、まち開き時には進出企業の需要があるというURからの報告があったこと、及びURが中部地区の進入路工事に着手したことの2点を確認し、知事・副知事の承認を得て着手を決めました。</p> <p>また、平成24年1月には、中部地区の本体造成工事の入札公告を確認し、橋梁本体工事の手続きに入るなど、URの進捗を確認してから手続きを進めてきました。</p> <p>今後も、より明確な根拠となる公の資料等でURの進捗を確認するとともにURとの連携を密にし、事業を進めていきます。</p>

<p>実質的に撤退の状況にあり、中部地区事業についても撤退の可能性が残されていた。その後、中部地区については事業進捗の目処が立ったとのことであり、2車線分の橋梁整備は実現する見込みではあるが、残り2車線+モノレール分の用地は不要になる可能性がある。このような状況を鑑みれば、用地買収は、URの動向についての口頭での情報のみならず、根拠となる客観的資料を入手し総合的に分析した上で慎重に進める必要があったといえる。</p> <p>用地買収に踏み切った根拠を明確にしておくことは、府民への説明責任を果たすためにも必要なことから、今後同様の状況が生じた場合には十分に留意されたい。</p> <p>また、西部地区から中部地区と東部地区を通して茨木亀岡線までを結ぶ茨木箕面丘陵線の延伸計画（都市計画道路）についても、現段階では東部地区の事業実施の見通しが立たないなど、その後の各種前提条件の変化に応じて、交通需要予測等を厳密に見直した上で、都市計画の見直しの検討を慎重に実施されたい。</p>	
---	--

(行政財産の使用料について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>南部流域下水道事務所</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年10月12日から同年11月18日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>自動販売機設置については、現在、公募を行うことなく特定の者に行政財産の使用許可を与えているが、公募によることが原則であり、他の流域下水道事務所等では公募により使用許可申請者を選定している事例がある。使用料は大阪府公有財産規則に基づき算出しているが、1台当たり2万円程度であり、公募により使用許可を与えた他の流域下水道事務所等での1台当たり平均使用料30万円程度を大きく下回る水準にあり、公平性に欠ける状況となっている。</p> <p>厳しい府の財政状況に鑑み、府有財産の有効活用を図るために</p>	<p>財産活用課との協議により、平成25年度から公募により実施する旨申合せでありましたが、平成24年度使用許可対象から公募による募集を行いました。</p> <p>公募箇所：6か所 公募時期：平成24年1月27日から2月10日</p>

も、一般又は条件付き公募とすることについて検討されたい。

(一般会計等への貸付金について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部 (タウン推進室)
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府地域整備事業会計において長期貸付金として処理されている他会計への貸付金については、貸付期間が確定しておらず、利息は元本にあわせて収入することとしているため、平成21年度末時点における残高197億円に係る利息は、貸付以来収入されていない。利息については毎期に収入されるような条件とすることも含め、貸付条件を確定することを検討されたい。</p> <p>また、利息については、企業会計の期間損益を適正に表示するため、少なくとも利率を定めて、収入の有無に関係なく、事業年度末日までの利息を計上することを検討されたい。</p>	<p>(貸付利率について) 措置報告済み</p> <p>(一般会計への貸付金について) 措置報告済み</p> <p>(関西空港関連事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計への貸付金利息について) 平成22年度までの利息については、措置報告済み。 平成23年度分の利息については、平成24年3月30日に返済されました。</p> <p>なお、地域整備事業会計は平成23年度末をもって廃止し、当該貸付金債権は、一般会計へ引継がれました。</p>

(違約金及び損害金の回収可能性について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部 (タウン推進室)
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府まちづくり促進事業会計には、貸付料滞納を原因とした契約解除に関して、賃借人に起因する契約解除の違約金及び契約解除後も土地を明け渡さないことによる損害金等、合計約1億円が未収計上されている。当該未収金については、契約解除の経緯、その後の対応から回収可能性に疑義があると言わざるを得ず、少なくとも貸借対照表にそのような債権があることを注記すべきである。</p>	<p>(損害金の収益計上について) 平成22年度の損害金については、措置報告済み。</p> <p>当該土地は平成23年度に新たな賃借人と定期借地契約を締結しましたが、平成23年度は平成23年4月1日から平成23年11月1日(建物の旧賃借人から新賃借人への譲渡契約締結日)までの期間について損害金が発生しています。その損害金について、実現性を検討した結果、平成22年度の損害金と合わせ、現時点では収益計上を行わないことと</p>

<p>また、公営企業の計理方法としては、すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上することとされているのであるが、収益については現実に収益として企業に入ってくる可能性（実現性）が重視されており、不確実な収益を計上して、後にこれが現実の収益とならなかったというような事態は避けなければならない。契約解除の理由からみて、当該違約金や損害金は、実現性が高いといえるか疑問がある。損害金については、土地を明け渡すまで今後も発生し続けるものであるが、「実現性」について慎重に判断し、収入が確実となった時点または収入時点で収益計上することを検討されたい。</p>	<p>しました。今後、収入が確実となった時点で収益計上を行います。（貸借対照表への注記について） 平成22年度の決算書において、違約金及び平成22年3月31日までの損害金について貸借対照表の欄外に注記を行いました。</p>
---	---

（企業債利息の計上について）

<p>監査対象機関名</p>	<p>住宅まちづくり部（タウン推進室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月17日から同年7月30日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>大阪府地域整備事業会計及び大阪府まちづくり促進事業会計の借入資本金（企業債）に係る利息は、支払時に費用処理されているが、発生の事実に基づく発生主義とすることを検討し、企業会計の期間損益をより適正に表示する財務諸表の作成に努められたい。</p>	<p>企業債に係る利息については、平成22年度から発生の事実に基づく発生主義とすることとしました。 平成22年度の決算書において、期間損益をより適正に表示するために、平成22年度に支払った企業債利息のうち、平成21年度に属する部分は過年度損益修正損として費用に計上し、また、平成22年度中に発生した利息で、平成23年3月31日の時点で支払っていないものについては未払費用として負債に計上しています。 今後も発生主義に基づき、適正な会計処理に努めます。</p>	

（共同溝引継負担金について）

<p>監査対象機関名</p>	<p>住宅まちづくり部（タウン推進室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月17日から同年7月30日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	

<p>タウン推進室は、平成18年度末にりんくうタウンの共同溝を泉佐野市に引き継ぐ際に、共同溝に係る工事負担金及び管理分担金（以下「修繕維持管理費用」という。）の60年分相当額を見積もって約6億円を施設引継負担金として支払っている。当該引継負担金については、支出後その実績精算や物価変動等による見直し等が行われない。大阪府地域整備事業会計の原価計算の基礎となる総事業費には、今後、引継ぎが予定される同共同溝内の旧廃棄物輸送管等についても同様の負担金が見込まれている。</p> <p>現状、引継負担金は、金額算定根拠が長期に及ぶものであっても、一時的に支出する負担金であるとして、大阪府事務決裁規程に基づき定められたタウン推進室事務決裁規程実施細目に則ってタウン推進室が単独で決定している。しかし、このように高額かつ特殊なケースにおいては、広く府民の理解を得られるような算定方式や支払方法によることが重要であり、タウン推進室以外も含めた総合的なチェックを受け、意思決定の過程を明確にしたうえで決裁し、事業実施されることを検討されたい。</p>	<p>これまで、共同溝内の旧廃棄物輸送管については、施設の引継ぎを検討してきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、今後発生が想定されている大地震での管の落下によるインフラ設備への被害を未然に防止するため、道路管理者（大阪府岸和田土木事務所、泉佐野市）と協議した結果、平成24年度より順次、共同溝内から旧廃棄物輸送管を撤去することになりました。</p> <p>これに伴い、道路管理者において共同溝の維持管理費徴収条例が改正され、平成24年度から維持管理費を負担しないこととなりました。</p> <p>共同溝内から占用物件を撤去した場合の費用負担については、共同溝法にも規定がないことから、顧問弁護士等の意見を踏まえ、区分所有建物敷地取得補償基準を参考として、20年間の維持管理費相当額を補償することとしました。</p>
---	---

(りんくう国際物流株式会社への貸付金について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部（タウン推進室）
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>りんくう国際物流株式会社（以下「RIL」という。）への長期貸付金26億円については償還の履行延期を行っている状況にあり、出資金11億円については、実質価値が大幅に下落している状況にある。大阪府地域整備事業会計の事業収支上、全額回収を見込んでいること、多額の府税を投入していることから全額回収に努められたい。また、RILは平成17年度より黒字を継続しており、支援方法や水準についても、常に注視して検討を加え、必要に応じ修正されたい。</p>	<p>りんくう国際物流株式会社については、平成23年4月22日に民事再生手続開始の申立てを行い、4月28日に開始決定を受け、裁判所の監督のもと再生手続が進められました。</p> <p>8月29日に再生計画案が示され、本府の貸付金については、(1)元金26.5億円及び約定利息並びに開始決定日前日までの遅延損害金（合計2,896,722,876円）については、105,000円を超える部分の95%、(2)開始決定日以降の遅延損害金については全額の債権放棄を求められました。</p>

	<p>これを受け、府議会の審議・議決を経て、11月22日に債権者集会で可決、再生計画が認可決定され、12月20日の再生計画の認可決定の確定時に、債権放棄及び特別損失の計上を行いました。</p> <p>また、本府の出資金については、平成24年2月22日に同社が解散し、清算手続に移行したが、残余財産の株主への分配の可能性がないことを同社に確認し、3月末に特別損失を計上しました。</p>
--	--

(りんくうタウンの土地売買等について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部 (タウン推進室)
監査実施年月日	平成24年2月7日
監査の結果	措置の状況
<p>平成23年11月に、りんくうタウン商業業務ゾーン内の土地に係る申込証拠金700万円が違約金として地域整備事業会計において収受されている。</p> <p>この申込証拠金は、当初、平成6年7月に500万円を預り、平成7年3月28日を期限として契約を締結しない時はこの全額を違約金として収受するとされていた。契約の締結に至らなかったため、期限を平成8年3月28日までに延長し、平成7年4月に200万円が追加され、合計700万円となったものである。</p> <p>その後も契約の締結に至らなかったため、覚書によりこの期限が毎年延長されてきたが、平成12年3月以降何ら書面が交わされず、この状態は平成23年5月まで続いた。</p> <p>この間、府と事業者との間の合意により、当初の売買方式から事業用定期借地方式に変更するとともに、対象区画も変更したとされているが、書面は交わされていなかった。</p> <p>また、この変更前後の対象区画とも事業化されず、更地のまま活用されておらず、700万円の申込証拠金は預り金のまま継続処理されていた。</p> <p>りんくうタウンにおいては、現在は定期借地方式で土地が活用</p>	<p>事業の実施機関である住宅まちづくり部タウン推進室において、第三者としての弁護士のアドバイスを得ながら調査を実施し、次の結果を得ました。</p> <p>1 覚書により期限延長したことについては、継続して事業化の意思を示している事業者をつなぎとめておいた方が誘致戦略上も得策であると判断したものであり、当時の厳しい誘致環境を踏まえれば、合理的かつ妥当な判断であったと考えられる。</p> <p>覚書の更新手続きが途絶えていることについては、平成12年に近隣に商業施設が進出したことにより、本件土地にも進出意向を示す企業が出ることも予想されたため、同事業者に対し、覚書を交わすことにより既得権を与えたと理解(誤解)されるような対応は避け、他に進出意向企業が現れた場合に、すぐに対応できるよう同事業者から期限延長の依頼文を受け、府からの通知文書により処理することを企図した。しかしながら、同事業者との調整がつかずに書面による取り決めがないままに期限延長に突入してしまった。他に有力な引き合いが全くないという当時の状況下ではやむを得ない面があったとしても、途中で書面による手続きが途絶えていることについては、やはり不備であった。</p>

されているが、本件土地が活用されていれば一定の収入があったにもかかわらず、何故このような処理がされていたかについて明確ではない。なお、公平性の観点からも疑義が残る。

このため、本件土地について、書面もなく期限延長し続けた等の経緯や理由、この府の対応により損失を発生させたか否かについて第三者も交えて早急に調査されたい。

地域整備事業会計は平成24年3月末に廃止される予定となっているため、その廃止前に、他に同様の土地が存在しないか確認されたい。

対象土地や事業方式を変更したことについては、府側から変更を申し入れたものだが、同事業者による具体的な事業計画がない中で、変更の書面を交わすと新たな権利関係が発生し、他の進出意向企業が出てきたときに対応しにくくなることが想定されたので、その時点では敢えて書面を交わさず、同事業者から具体的な計画が出てきたときに行う方針であった。しかしながら、結果的に事業化に至らず、書面は交わされなかった。行政の事務は文書によることが原則であり、文書により手続きをすべきであった。

2 本事案の対応により、得べかりし利益との関係で大阪府に損失を発生させたか否かについては、企業ニーズが高く通常の誘致活動を行っておれば、すぐにでも埋まってしまうような土地を、甲社のために未契約のまま残しておいたというような場合には成り立つ可能性があるかもしれないが、本件土地については、商業業務ゾーンで駅周辺でもあり、土地の価格や賃料などが進出検討企業の条件に合わず、誘致が困難で今日もなお未契約のまま残っているのが実情である。このようなことから、本事案によって、得べかりし利益との関係で大阪府に損失が生じているとは認められない。

3 財務諸表上の「預り保証金」の残高について、その内訳書により確認を行った結果、本事案と同様の、申込証拠金を預かり、本契約に至っていないような土地は、他には存在しないことを確認した。

以上の調査結果を踏まえ、本事案を教訓として類似事例の再発防止に資するため、今後は、誘致業務において状況変化により軌道修正を行う必要があるときにも、文書主義の徹底を行います。

また、事務の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、常に「府民目線」や「民間感覚」等を十分考慮することが強く求められており、誘致業務の実施に当たっても、事業者との調整を行う際には、事業意欲や事業内容の熟度などを見極め適切な交渉期間を踏まえながら事業化を働きかけることとし、改めて職員にそ

	の旨の周知・徹底を図りました。
--	-----------------

2 指摘事項に対する措置

ア 税務関係

(換価猶予に係る分割納付の履行状況のモニタリングについて)

監査対象機関名	中河内府税事務所
監査実施年月日	平成24年1月30日
監査の結果	措置の状況
換価猶予による分割納付が不履行となっているにも関わらず、換価猶予が取消されていない事案があった。	<p>1 指摘事項となった事案の処理について 分割納付が不履行となったため、滞納者に対して再三、自主納付するよう催告したところ、その都度、納付の約束はするものの、この約束は履行されませんでした。 そのため、当該滞納者には納税誠意が認められないと判断して換価の猶予を取り消し、平成24年3月23日に「換価の猶予取消通知書」及び差押予告書を滞納者に送付しました。</p> <p>2 今後の換価猶予事案の取扱いについて 分割納付を認めた換価猶予事案にあつては、分割納付の履行を監視するとともに、不履行があつた場合には早期に納税催告を行います。 納税催告にもかかわらず納付がない場合には、換価猶予の継続について検討し、納税意思が認められないと判断した場合には換価猶予を取り消すこととします。</p>

イ 歳出関係

(物品の購入方法について)

監査対象機関名	修徳学院
監査実施年月日	平成22年10月19日
監査の結果	措置の状況

<p>ホームセンターからの物品購入の経費支出手続について、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を実施しその結果を確認したところ、物品購入後に、担当職員が作成した任意の様式に業者印の押印等を求める方法により入手した白紙の請求書に、実態とは異なる架空の請求内容を記入し、不適正な経費支出をしているものがあった。</p>	<p>物品購入に当たっては、財務規則等関連法令を順守し、原則として、あらかじめ複数社から見積りを徴した上で、経費支出何の決裁を得るなど、職員会議（平成23年1月6日・13日に注意喚起、2月28日・3月1日に見積りの取り方等の指示）の場において全職員に周知したところです。</p> <p>また、修徳学院の性質上、寮で生活する児童の生活必需品を緊急調達する必要がありますが、その場合でも当該物品購入の必要性・緊急性を精査の上、小口支払基金をより一層活用するなど、適正な処理に努めます。</p> <p>加えて、白紙の請求書を使うなど不適正な経費執行の再発防止のために、管理職員（次長兼総務課長）による定期的な調査（3月末、5月末の計2回実施）を行い、今後も同様に実施していく予定です。</p> <p>なお、今回の指摘を受け、平成17年度から平成21年度までの当該ホームセンターからの物品購入調査を実施し、府の業務に必要であると確認ができなかった支出分52,616円を損害額とし、支出の日から返還日までの加算金（府返還金利：年5パーセント）を加えた額を平成23年11月15日付けで担当職員に返還させました。</p>
---	---

(物品購入等に係る比較見積等について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>子どもライフサポートセンター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月26日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>物品購入等に係る支出手続について確認したところ、比較見積書等を徴取せずに購入しているもの及び法律に定める期限までに支払が行われていないものがあった。</p>	<p>物品購入等の比較見積書を徴収せず購入した件について、関係職員（契約担当者及び決裁関与者）に対し、大阪府財務規則等関係法令順守を徹底するよう指導し、今後は2以上の業者から見積書を徴するよう会計事務の適正化の周知徹底を行いました。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払うこととされており、今後このようなことのないように関係職員（契約担当者及び決裁関与者）に対し、十分注</p>	

	意するとともに会計事務の適正化の周知徹底を行いました。
--	-----------------------------

(産業廃棄物処理に係る委託契約について)

監査対象機関名	産業技術総合研究所
監査実施年月日	平成23年12月5日から同月6日まで
監査の結果	措置の状況
<p>産業廃棄物収集運搬処理業務委託に係る契約において、再委託に関する手続が行われず、再委託先の事業者と直接契約締結をしているものがあった。</p> <p>また、見積書と異なる金額で契約書を締結し、契約書と異なる金額（見積書の金額）で支出しているものがあった。</p>	<p>産業廃棄物の収集運搬処理業務委託については、契約書にも定められているとおり、原則再委託が禁止されていることから、委託事業者の選定時に許可の取得状況だけでなく、処理能力についても確認し、再委託を行うことなく当該産業廃棄物を収集運搬、処分できる業者を選定します。</p> <p>なお、やむを得ない事情により、再委託を行う場合は、再委託する理由及びその業務範囲を書面により申し出をさせ、再委託の必要性について検討し、書面にて承諾を行い、再委託を行います。</p> <p>また、契約に際しては、見積書の内容、契約書の内容について精査し、今後、このようなことのないよう契約事務の適正な執行に努めます。</p>

(随意契約における下請について)

監査対象機関名	環境農林水産（環境管理室）
監査実施年月日	平成23年6月15日から同年8月5日まで
監査の結果	措置の状況
<p>委託業務（2号随意契約）において、契約書に再委託等の禁止条項を入れなかったため、下請業者の業務内容に関して文書による通知を受けていなかった。</p> <p>業務実績状況が記載された報告書の提出者として、下請業者が連名で記載されていたものの、下請業者の業務内容が専門的な業務ではないことを確認した文書が残されておらず、2号随意契約を締結することの妥当性を確認できなかった。</p>	<p>本件指摘事項については、再委託に関する報告書を提出させ、作業内容が専門的な業務でないことを確認するとともに、大阪府財務規則を踏まえ、適正な事務処理を行うよう、環境管理室の幹部会（幹部職員会議）で担当職員に対する周知徹底及び注意喚起を行いました。</p> <p>今後は、2号随意契約の妥当性を厳格にチェックするとともにやむを得ず2号随意契約を締結する際には全部再委託の禁止及び一部委託内容の書面での確認を規定した契約を締結することとし、このような</p>

	ことがないよう適正な事務執行に努めます。
--	----------------------

(随意契約の公表について)

監査対象機関名	環境農林水産総合研究所
監査実施年月日	平成23年11月28日から同月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>委託に係る2号随意契約において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、公表対象の委託役務契約から除かれるものと判断し、公表がなされていなかった。</p> <p>随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は公表されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、ガイドラインの内容を確認するとともにその趣旨に照らし、公表がなされていなかった2号随意契約については、本来、公表する必要があったものと認識しています。</p> <p>今回、指摘を受けた平成22年度分の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、大阪府ホームページにおいて公表を行いました。</p> <p>なお、当該研究所が平成24年4月に独立行政法人として設立したことから、今後、公表が必要となる随意契約情報については、当該法人内のホームページにおいて、「大阪府随意契約ガイドライン」に準じ、公表することとします。</p> <p>今後、このようなことがないよう、所属職員に対して、随意契約情報の公表にあたっては、ガイドラインの趣旨を理解し適切な事務処理を行うよう、周知徹底及び注意喚起を行いました。</p>

(随意契約の公表について)

監査対象機関名	北部農と緑の総合事務所
監査実施年月日	平成23年11月15日
監査の結果	措置の状況
<p>森林整備工事に関して、平成22年度に大阪府森林組合と2号随意契約を9件、総額62百万円締結している。これらの2号随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、公表対象の請負契約から除かれるものと判断し、公表がな</p>	<p>監査の指摘を受け、公表がなされていなかった森林整備工事の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、契約締結日の翌日から1年を経過していない公表対象の契約を大阪府ホームページの随意契約情報（建設工事随意契約実績）において公表を行いました。</p> <p>また、随意契約情報の公表にあたっては、所属職員に対して、ガイドラインの趣旨を理解し適切な事務処理を行うよう、周知徹底及び注</p>

<p>されていなかった。 随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は公表されたい。</p>	<p>意喚起をいたしました。 今後、森林整備工事の契約において、随意契約を選択せざるを得ない場合は、「大阪府随意契約ガイドライン」の規定に沿って公表することといたします。</p>
--	--

(随意契約の公表について)

監査対象機関名	中部農と緑の総合事務所
監査実施年月日	平成23年11月14日
監査の結果	措置の状況
<p>森林整備工事に関して、平成22年度に大阪府森林組合と2号随意契約を1件、金額5百万円締結している。この2号随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、公表対象の請負契約から除かれるものと判断し、公表がなされていなかった。 随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は公表されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け、公表がなされていなかった森林整備工事の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、契約締結日の翌日から1年を経過していない公表対象の契約を大阪府ホームページの随意契約情報（建設工事随意契約実績）において公表を行いました。 また、随意契約情報の公表に当たっては、所属職員に対して、ガイドラインの趣旨を理解し適切な事務処理を行うよう、周知徹底及び注意喚起をいたしました。 今後、森林整備工事の契約において、随意契約を選択せざるを得ない場合は、「大阪府随意契約ガイドライン」の規定に沿って公表することといたします。</p>

(随意契約の公表について)

監査対象機関名	南河内農と緑の総合事務所
監査実施年月日	平成23年10月24日から平成23年11月18日まで
監査の結果	措置の状況
<p>森林整備工事に関して、平成22年度に大阪府森林組合と2号随意契約を9件、総額97百万円締結している。これらの2号随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、公表がなされていなかった森林整備工事の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、契約締結日の翌日から1年を経過していない公表対象の契約を大阪府ホームページの随意契約情報（建設工事随意契約実績）において公表を行いました。</p>	<p>(森林整備工事の公表) 監査の指摘を受け、公表がなされていなかった森林整備工事の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、契約締結日の翌日から1年を経過していない公表対象の契約を大阪府ホームページの随意契約情報（建設工事随意契約実績）において公表を行いました。</p>

<p>らず、公表対象の請負契約から除かれるものと判断し、公表がなされていなかった。</p> <p>随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は公表されたい。</p> <p>また、公表はなされているものの、随意契約理由において、業務及び特定の者についての具体的な記載がされていないものがあった。公表する場合は、府民への説明責任を果たす観点から、具体的な随意契約理由を記載されたい。</p>	<p>また、随意契約情報の公表に当たっては、所属職員に対して、ガイドラインの趣旨を理解し適切な事務処理を行うよう、周知徹底及び注意喚起をいたしました。</p> <p>今後、森林整備工事の契約において、随意契約を選択せざるを得ない場合は、「大阪府随意契約ガイドライン」の規定に沿って公表することといたします。</p> <p>(具体的な随意契約理由の記載)</p> <p>随意契約理由の公表については、同様の事案が発生しないよう、具体的な理由の記載について職員への周知徹底を図るとともに、事務所内の点検体制を強化し再発防止に努めます。</p>
--	---

(随意契約の公表について)

監査対象機関名	泉州農と緑の総合事務所	
監査実施年月日	平成23年11月2日	
	監査の結果	措置の状況
<p>森林整備工事に関して、平成22年度に大阪府森林組合と2号随意契約を6件、総額33百万円締結している。これらの2号随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、公表対象の請負契約から除かれるものと判断し、公表がなされていなかった。</p> <p>随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は公表されたい。</p>		<p>監査の指摘を受け、公表がなされていなかった森林整備工事の2号随意契約については、関係部局と調整を行い、契約締結日の翌日から1年を経過していない公表対象の契約を大阪府ホームページの随意契約情報（建設工事随意契約実績）において公表を行いました。</p> <p>また、随意契約情報の公表に当たっては、所属職員に対して、ガイドラインの趣旨を理解し適切な事務処理を行うよう、周知徹底及び注意喚起をいたしました。</p> <p>今後、森林整備工事の契約において、随意契約を選択せざるを得ない場合は、「大阪府随意契約ガイドライン」の規定に沿って公表することといたします。</p>

(緊急雇用創出基金事業としての委託業務に関する不備について)

監査対象機関名	池田土木事務所	
監査実施年月日	平成23年11月28日	

監査の結果	措置の状況
<p>池田土木事務所が緊急雇用創出基金事業として委託した業務において、委託先が仕様書で定められた手続きの一部（財団法人西成労働福祉センターへの求人申込書の提出）を実施していないにもかかわらずチェックを怠り、検査に合格したとして支出が行われている事例があった。</p>	<p>本事業は、国の雇用基金を活用し新規雇用の拡大と清掃等業務の履行を目的に実施いたしました。</p> <p>当該案件に関しては、国の実施要領に加えて大阪府で定めた「実施ガイドライン」及び仕様書で求めている（財）西成労働福祉センターへの求人申込についての確認を失念して検査合格としたものです。</p> <p>本件について都市整備部事業管理室、契約局及び商工労働部労政課とこれまでの経過を踏まえて協議したところ、国の実施要領に定めた要件には適合するものの、仕様書で定められた手続きの一部に違背し、その目的が達成されていないことから、請負者に対する再調査を実施の上、仕様書に反した部分について先の検査の評価を見直し、成績点を減点いたしました。</p> <p>今後、雇用基金事業並びに「実施ガイドライン」の主旨目的のさらなる理解を職員へ求めるとともに、仕様書に定められた要件のうち、事前チェックが必要な項目についての点検等の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p> <p>（なお、雇用基金事業については、全庁的に取組まれていることから、今回の案件を教訓に事業の進捗管理の徹底を図るため、「実施ガイドライン」の改正が進められているところです。）</p>

（業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について）

監査対象機関名	池田土木事務所
監査実施年月日	平成23年11月28日
監査の結果	措置の状況
<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、池田土木事務所が委託した業務において、検査</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p>

調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例が3件あった。	今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。
---	---------------------------------------

(業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	茨木土木事務所
監査実施年月日	平成23年11月29日から平成24年1月13日まで

監査の結果	措置の状況
<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、茨木土木事務所が発注した工事に関する検査調書作成事務において、「検査内容」の記載が「協定内容の履行を確認」という定型文のみで具体性を欠く事例が1件（50百万円の支出案件）あった。</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を具体的に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p> <p>今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。</p>

(業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	富田林土木事務所
監査実施年月日	平成23年11月30日

監査の結果	措置の状況
<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、富田林土木事務所が発注した業務に関する検査調書作成事務において、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例が2件（うち1件は60百万円の支出案件）あった。</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p> <p>今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。</p>

(業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	鳳土木事務所
---------	--------

監査実施年月日	平成23年11月16日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、鳳土木事務所が発注した業務において、以下のとおり、検査調書の作成に関する不適切な事例があった。</p> <p>(1) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例（1件）</p> <p>(2) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が「書類及び現地確認」等の定型文のみで具体性を欠く事例（2件、うち1件は801百万円の支出案件）</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を具体的に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p> <p>今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。</p>

(業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	東部流域下水道事務所	
監査実施年月日	平成23年10月5日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、東部流域下水道事務所が委託した業務において、以下のとおり、検査調書の作成に関する不適切な事例があった。</p> <p>(1) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例（1件）</p> <p>(2) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を具体的に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p> <p>今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。</p>

「業務完了時の履行確認」等の定型文のみで具体性を欠く事例（14件、うち1件は1億円以上の支出案件）	
---	--

(業務委託の検査に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	南部流域下水道事務所
---------	------------

監査実施年月日	平成23年10月12日から同年11月18日まで
---------	-------------------------

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>南部流域下水道事務所が委託した業務において、検査が不十分であるにもかかわらず、検査に合格したとして支出が行われている事例があった。</p>	<p>本件は、委託した業務において、委託先の泉南市作成の精算書記載の作業時間合計を確認することで、履行確認としたため、検査が不十分と指摘を受けたものです。</p> <p>改めて、泉南市より精算書と併せて作業実績明細の報告を求め、作業時間の合計時間のみではなく、各月の明細を確認し、検査を行いました。</p> <p>今後は、契約書に精算条項を盛り込み、適正な精算報告書の提出を求めるとともに、精算報告書の内訳や内容について契約事項に適合しているか適正に検査を行います。</p>
--	---

(業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	箕面整備事務所
---------	---------

監査実施年月日	平成23年10月6日
---------	------------

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。</p> <p>しかしながら、箕面整備事務所が委託した業務において、123百万円の支出案件について検査調書が作成されていなかった等、以下のとおり、検査調書の作成に関する不適切な事例があった。</p> <p>(1) 大阪府財務規則に基づき検査調書を作成すべき業務について、検査調書を作成していない事例（1件）</p>	<p>検査調書の作成不備を防ぐため、検査内容を具体的に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>また、検査内容が具体的に確認できるよう、検査書類、検査方法等を記載した「検査記録書」を作成し、検査調書に添付します。</p> <p>今後、チェックを徹底し、検査関係書類に不備がないよう、再発防止に努めます。</p>
---	---

(2) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例（1件）	
(3) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が「業務完了時の履行確認」という定型文のみで具体性を欠く事例（2件）	

ウ 庶務諸給与

(旅費の支給事務について)

監査対象機関名	消防学校
監査実施年月日	平成23年10月20日から同年11月21日まで
監査の結果	措置の状況
<p>管外出張及び団体出張の旅費支給事務について、精算手続が無いもの（7件）や遅れて行っているもの（34件）があった。</p> <p>また、管内出張の旅費支給事務について、通勤経路に相当する区間にも誤って交通費を支給したため、旅費の過払いとなっているもの（22年度：20件 12,870円）があった。</p>	<p>(管外出張及び団体出張の精算手続きについて)</p> <p>精算手続きができている7件については、出納閉鎖後であるため、総務事務システムによる処理が行えないことから、平成24年2月22日に行政文書管理システムにより起案し、同日に精算処理の決裁及び施行を行いました。</p> <p>今後は、このようなことのないよう留意するとともに、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(管内旅費の過払いに対する戻入手続きについて)</p> <p>過払いをした20件12,870円については、平成24年1月18日までにすべて戻入処理を行いました。</p> <p>その他の下記を支給誤りについても、平成24年1月18日までにすべての処理を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通用具使用者の支給誤り（23年度分） 61件 32,010円の戻入 ・ 出張入力の訂正や取消を行わなかったことによる支給誤り（22年度分） 3件 400円の戻入

	・出張入力もれによる支給誤り（22年度分） 2件 970円の追給
--	-------------------------------------

(通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	環境農林水産部（みどり・都市環境室）	
監査実施年月日	平成23年6月15日から同年8月5日まで	
	監査の結果	措置の状況
	通勤手当の支給事務について、病気休暇、産前休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。	本件過払いについては、速やかに戻入の処理を行い、平成23年6月27日に過払い分の返納を受けました。 また、同様の事案の発生を防ぐため、毎月、出勤簿月報により室内全職員の勤務実態を確認することとしました。 今後は、通勤手当の支給事務について、適正な事務処理に努めます。

エ 財産関係

(普通財産の無償貸付について)

監査対象機関名	総務部（財産活用課）	
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで	
	監査の結果	措置の状況
	普通財産の無償貸付であって平成22年度末に契約更改となったものについて、貸付料の減免の根拠が不明瞭であるのに、従前どおり5カ年の長期の無償貸付で契約更改していたものがあった。	淀川右岸水防事務組合との間で現在締結中の無償貸付契約期間を5年間から平成23年度の1年間に変更しました。なお、平成24年度からは有償貸付契約に変更します。

オ 物品関係

(備品の管理事務について)

監査対象機関名	岸和田土木事務所	
監査実施年月日	平成23年10月11日	

監査の結果	措置の状況
<p>岸和田土木事務所が所管している物品の管理状況について確認したところ、機械器具及び車両について長期にわたり使用されず放置されており、他事務所の所管場所にて管理されている車両があった。当該物品は、使用する必要がない、又は使用不可能な物品であるにもかかわらず、不用の決定及び処分がなされていなかった。</p>	<p>指摘のありました本件につきましては、不用決定を行いました。また、所管物品の所在について、再度精査・確認を行い、その管理について所内への徹底を図ったところです。今後は、定期報告に合わせて、所在・使用の可否等を確認するなどし、管理の徹底に努めます。</p>

(備品の管理事務について)

監査対象機関名	安威川ダム建設事務所	
監査実施年月日	平成23年10月11日	
監査の結果	措置の状況	
<p>安威川ダム建設事務所が所管している物品の管理状況について確認したところ、使用されず放置されていた機械器具及び家具什器があった。当該物品は、使用する必要がない、又は使用不可能な物品であるにもかかわらず、不用の決定及び処分がなされていなかった。</p>	<p>指摘のありました本件につきましては、不用決定を行い、廃棄処分しました。今後は、大阪府財務規則を遵守し、常に物品を良好な状態で保管管理するとともに、使用の必要性を確認し、物品管理を行います。また、今後、物品の適正管理を行うため、定期的な検査を行い、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	

カ 業務関係

(行政財産使用許可及び調定手続について)

監査対象機関名	藤井寺保健所	
監査実施年月日	平成23年11月2日	
監査の結果	措置の状況	
<p>行政財産の使用許可に係る事務処理において、使用許可開始の日前までに使用許可手続がなされていないものや、使用料に係る調定手続の遅れにより使用開始の日前に使用料が納付されていないものがあった。</p>	<p>監査受検後、適正な業務の管理についてグループ会議を開催し、「財産、会計処理の再確認」、「事務引継の再確認」、「主要業務の文書（記録）化」などを徹底するよう周知するとともに、業務スケジュール管理表（年間月別、月間日別）を作成してチームサイトに保存</p>	

これは、藤井寺保健所において行政財産使用許可の処理を怠っていたものであり、有効な内部統制の運用及び再発防止対策を講じられたい。	し、全員が共有化できるようにしました。
---	---------------------

3 指示事項に対する措置

ア 歳入関係

(過納金の発生について)

監査対象機関名	中河内府税事務所	
監査実施年月日	平成24年1月30日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府税事務所窓口で直接収納する納税者からの収納金について、収納担当者が納付書と現金の一致を確認し、最終責任者である領収担当者が再度、それぞれの一致を確認するという二重チェックを実施したにもかかわらず、過納となっていたことを発見できなかった。二重チェックは、効果的な制度体制であると認められるが、過納があったことに鑑みると、手続の形骸化の可能性も否めない。</p> <p>本件のような過納金が発生することは、府民の信頼を損なうこととなることから、収納担当者及び最終責任者である領収担当者に対して、収納金と納付書の一致を確認することの重要性を改めて周知徹底し、手続が形骸化していないか再検証する必要がある。</p>	<p>当該過納金の発生原因を踏まえて、発生直後、出納員が領収日付印による収納の取扱いの実態について、収納担当者（会計員）や領収日付印による収納担当者（以下「領収日付印取扱者」という。）に対して現金収納方法等を聴き取ったり、受付の状況を実地に調査するなど、適正に処理されていることを確認するとともに、出納員から収納金と納付書の一致確認の重要性を認識させました。</p> <p>また、今般、出納員から収納担当者及び領収日付印取扱者に対して、納付書と現金が一致しているか十分にチェック・確認を実施して、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

(受託実習料の徴収事務について)

監査対象機関名	障がい者自立センター	
監査実施年月日	平成24年2月13日	
	監査の結果	措置の状況

<p>受託実習料について、収入手続が行われていないものや、「受託実習生受入規程」と「学生実習募集要項」の記載内容が異なっているため、同規程に定められた金額より低い実習料で収入手続がされているものがあった。</p> <p>同規程と同募集要項における受託実習料については、負担の公平性を図るため、平成24年度から変更される予定ではあるが、他の施設とのバランスや納入の義務付けの是非等について、福祉部障がい福祉室とも協議のうえ、十分に検討されたい。 (本件については、福祉部に対する指示事項とする。)</p>	<p>(収入手続が行われていないものについて)</p> <p>本件については、速やかに調定処理を行い、平成24年3月13日に収納されたことを確認しました。</p> <p>今後は、このようなことがないように注意喚起するとともに、複数の職員でチェックすることを徹底し、適正な事務執行に努めます。 (規程に定められた金額より低い実習料で収入手続がされているものについて)</p> <p>「受託実習受入規程」を改正し、平成24年度から当センターにおける負担の公正を確保するとともに、平成24年度の「学生実習募集要項」の記載内容と一致させました。</p>
---	--

(駐車場使用料の滞納対策について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>住宅まちづくり部 (住宅経営室)</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年6月16日から同年7月27日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>府営住宅駐車場使用料の滞納対策について、駐車場契約解約済みの債権について回収施策が十分講じられていない。</p> <p>解約済の滞納債権について、例えば、居住中の債務者に対しては家賃と併せて督促を行う等、実効性のある回収策を早急に策定し、実施されたい。</p>	<p>平成24年度から全地域に指定管理者制度を導入することに伴い、府営住宅駐車場使用料の滞納債権の回収が十分に講じられるように、組織的対応により回収効果を高めることとしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織的な対応 (室内各課の役割) <ul style="list-style-type: none"> 施設保全課 (施設管理グループ) において、駐車場の承認、駐車場の管理運営等を行うこととしました。 また、滞納対策、滞納状況の把握については、経営管理課 (収納促進グループ) において、実施することとしました。 2 滞納対策、滞納状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電話督促 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場債権の滞納者に対する督促については、平成24年度から指定管理者制度を導入した6地区については、4月から指定管理者自身が実施し、平成22年度から導入した4地区については、府事務補助センターを設置し大阪府の指導のもと委託職員

	<p>が業務を実施することとしました。</p> <p>(2) 文書督促 平成24年度から府事務補助センターから毎月滞納者へ督促を実施することとしました。</p> <p>(3) 滞納状況の把握 月の滞納状況を把握するために、当該月の翌月中旬までに滞納額の集計を行うこととし、また、帳票作成についてはシステム会社に打ち出しを依頼することとしました。</p>
--	--

イ 税務関係

(不動産取得税の課税手続について)

監査対象機関名	泉北府税事務所	措置した機関：総務部税務室徴税対策課
監査実施年月日	平成23年11月19日から平成24年1月13日まで	
監査の結果		措置の状況
<p>不動産取得税は各府税事務所において、府税事務所職員が法務局で所有権移転登記申請等の登記情報を収集し、税務総合電算システムに入力することにより課税資料を作成し、賦課決定を行うものである。</p> <p>これらの一連の手続きにおいて、法務局における登記情報収集に漏れがないかは府税事務所職員が確認しているが、法務局で収集した賦課資料が税務総合電算システムに漏れなく入力され賦課決定等の処理が行われているかについては、システム上確認することができない。</p> <p>法務局において収集した賦課資料が税務総合電算システムに入力され、賦課決定、非課税、減免等の処理が適切に行われているか把握し、進捗管理することが必要である。</p> <p>(なお、この指示事項は、総務部税務室徴税対策課に対する指示ともする。)</p>		<p>法務局において収集した賦課資料にとどまらず、賦課資料管理全体について、次のとおり整理・見直しを行い、今後、進捗管理を行います。</p> <p>(1) 法務局収集にかかる賦課資料 税務総合電算システムに入力した賦課資料の処理状況については、平成24年1月登記分から同電算システムを活用し、「賦課資料処理状況リスト」等のチェックリストを作成し、法務局において確認作業を行った登記受付調査書の写しとの照合を行うことにより進捗管理を行います。</p> <p>(2) 土地区画整理事業の施行者に対する調査等にかかる賦課資料 不動産取得税事務処理要領（以下「要領」という。）に定め「その他資料整理簿」において、個別に管理を行います。</p> <p>(3) 原始取得分（新增築分等）の市町村評価にかかる賦課資料 当年度において、市町村から収集した賦課資料については、新たに要領に定めた「特例評価資料（当年度収集分）処理状況表」</p>

	<p>を作成し、進行管理を行います。</p> <p>(4) 原始取得分の市町村評価以外の賦課資料 要領等に定める「家屋評価計画（処理状況）一覧表」及び「特定 特定附帯設備整理一覧表」により、個別に進行管理を行います。</p>
--	--

ウ 歳出関係

（東京事務所・本庁間のデジタル専用回線について）

監査対象機関名	政策企画部（東京事務所）
監査実施年月日	平成23年7月14日から同年8月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>東京事務所と本庁間とのデジタル専用回線の利用にあたっては、昭和61年度契約当初に比較見積り書を徴取し、その後現在に至るまで、比較見積り書を徴取することなく、同一業者と随意契約を繰り返し行っている。デジタル専用回線の必要性も含め、今後の契約方法を検討するべきである。</p>	<p>指示のあった事項については、現在の本庁・当事務所間の内線通話の状況や、現在、府・市東京事務所の一体的運営に向けた検討を進めていることを鑑み、デジタル専用回線の必要性は乏しいと判断しました。</p> <p>このため、平成24年度以降は専用回線契約を行わず、一般電話回線により対応することといたしました。</p>

（財団法人関西消費者協会の費用負担について）

監査対象機関名	府民文化部（大阪府消費生活センター）
監査実施年月日	平成22年6月30日
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府消費生活センター（以下「センター」という。）及び財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）は、民間ビルに入居している。センターは、協会の入居部分を含め一括して賃借料及び共益費を支払い、協会から費用負担金を徴収しているが、費用負担の算定基準が協会の入居部分に見合ったものになっていない。</p> <p>当面の措置として、協会に対し適正な賃借料及び共益費の費用負担の割合を是正されたい。</p>	<p>（当面の措置について） 当面の措置については、指示事項を踏まえ、協会の賃借料等の負担割合について見直しを行い、財団法人関西消費者協会と平成23年4月1日に是正した内容で変更契約しました。</p> <p>（抜本的見直しについて） センターと財団法人関西消費者協会との事務室の使用関係のあり方等については、指示事項を踏まえ、当該協会と協議を行い、当該協会のうち管理運営・自主事業に係る部分については、別途、事務所を借</p>

<p>また、今後、センターと協会との使用関係やそれに伴う費用負担のあり方について、抜本的に見直されたい。</p>	<p>り上げることとなり、平成23年10月1日に移転しました。 よって、協会との当該賃貸借契約は、平成23年9月30日付けで終了しました。 今後も、適正な事務の執行に努めます。</p>
--	--

(委託業務の積算と実績の乖離について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>環境農林水産部（みどり・都市環境室）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年6月15日から同年8月5日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪版カーボン・オフセット制度オフセット・クレジット仲介機関設置運営の委託業務において、契約時の積算内容と実績との間に大幅な乖離があったにもかかわらず、詳細な原因調査が実施されず、積算額と同額で精算されていた。 委託業務は本来、府が実施する業務を外部に発注するものであるため、発注者責任として、積算内容と実績との間に大幅な乖離があった場合には検査で詳細な原因調査をするとともに、当該原因調査結果を検査書類として残しておくべきである。</p>	<p>監査の指示を受けて、関係書類を再度チェックするとともに、委託事業者ヒアリングを行いました。 また、直接人件費の実績が大幅に増大したことについて委託事業者を確認し、その内訳を徴取しました。その結果、次のとおり判明しました。 当初、委託事業者は、クレジットの売り手となる中小事業者の調査（シーズ調査）について、仕様書に基づき業界団体が開催するセミナー等で説明及び募集をするとともに、業界団体を通してシーズに関する情報を収集し、シーズの掘り起こしを行う予定でした。 しかし、以下の理由から業界団体を通してシーズに関する情報を収集することが、困難となりました。 ・団体加盟事業者への全体説明会（募集）では1社も応募がなかったこと。 ・企業情報や個人情報保護の観点から、団体に省エネ対策実施（予定）事業者を紹介してもらえなかったこと。 そこで、団体関係者同伴で中小事業者を個別に調査しましたが、非常に時間を要することになりました。 また、カーボン・オフセットの概念が十分に浸透していない普及初期の段階であり事業者への説明・理解にも時間を要しました。 これらが、直接人件費の大幅増の主な原因です。</p>

	<p>本業務の当初計画では、委託事業者が、府から委託を受ける平成21年度から平成23年度までの間に仲介手数料収入による自立化を促進し、平成24年度から仲介手数料収入のみで自立的に事業展開を行うものであります。委託事業者は、そのような方針に基づき、自立運営に向けて事業展開を図ることとし、積極的にシーズの掘り起こしを進めたものです。</p> <p>そのため、契約変更等の協議を行わず、積算額と同額での精算となりました。</p> <p>なお、当室の他の委託業務についても、実績が積算を大幅に超過しているものがないか調査しましたが、そのような業務は見受けられませんでした。</p> <p>本委託事業については、平成22年度で終了し、平成23年度は補助事業として実施しています。</p> <p>今後、委託業務で積算内容と実績との間に大幅な乖離があった場合には、検査で詳細な原因調査を行い、その調査結果を検査書類として残し、積算の精度を高めるために活用することとします。</p> <p>なお、本件も含め、過去3年間（平成21～23年度）に監査、会計検査院、会計局から指摘等のあった事例とその対応について説明するなど、会計事務研修を所属のすべての職員に対して実施し、周知徹底を行いました。</p>
--	--

エ 業務関係

(公有財産台帳管理システムについて)

監査対象機関名	総務部（財産活用課）、会計局	措置した機関：総務部財産活用課
監査実施年月日	平成24年1月10日から同年3月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	平成23年度からの新公会計制度導入に伴い、平成23年度の開始時点での資産及び負債の額を確定させ、それらを集約した開始貸借対照表を作成し公表しているが、公有財産台帳の整備が	発生した不具合については、保守作業一覧表及び月次処理状況を作成するとともに、一項目毎に保守作業詳細報告書を提出させます。これらは平成24年4月1日以降の情報について一元管理することとしま

<p>遅延したため、開始貸借対照表上の固定資産の額の確定ができず、当初予定されていた公表時期からは大幅に遅れることとなった。</p> <p>このような状況に鑑み、公有財産の異動や残高を管理する公有財産台帳管理システム及び当該システムと連携する財務会計システムについて確認したところ、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールが定められていなかったり、また、発見された不具合への対応や再発防止策が不十分な面があった。さらに、システムやプログラムの変更・データ修正についての手続が明確でなく、承認及び実施の記録が作成されていなかった。</p> <p>これらについては、手続の明確化や具体的な対応が必要であるため、十分に検討されたい。</p> <p>なお、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールを定める件については、会計局に対する指示ともする。</p>	<p>した。</p> <p>保守作業一覧表の内容については、財産活用課、会計局、委託業者間でメール等により定期的に情報交換を行い、相互確認を行なうこととしました。</p> <p>保守作業一覧表及び詳細報告書は公有財産管理システムの運用が安定するまで保管することとしました。</p> <p>(プログラムの不具合の修復範囲について)</p> <p>不具合が発生した場合は不具合発生の原因を調査して状況を把握し、委託業者に連絡するとともに、その不具合に対する修正案および影響範囲について保守作業詳細報告書により報告・提案を受け、対応について決定することとしました。</p> <p>(システム変更等のルールの策定と申請フォーマットの作成について)</p> <p>システム変更・プログラム変更・データ修正についての運用ルールを策定しました。</p> <p>システム変更・プログラム変更・データ修正についての申請フォーマットを定め、平成24年4月1日以降に発生した内容を記録することとしました。</p>
---	---

(公有財産台帳管理システムについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>総務部（財産活用課）、会計局</p>	<p>措置した機関：会計局</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年1月10日から同年3月22日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>平成23年度からの新公会計制度導入に伴い、平成23年度の開始時点での資産及び負債の額を確定させ、それらを集約した開始貸借対照表を作成し公表しているが、公有財産台帳の整備が遅延したため、開始貸借対照表上の固定資産の額の確定ができず、当初予定されていた公表時期からは大幅に遅れることとな</p>	<p>(発生した不具合に関する解決までの進捗管理について)</p> <p>個票の様式を定めることにより、記載内容の単純化、統一化を図りました。また、様式上に連続する一連の番号を付することで、連続性を確保しました。</p> <p>それら個票を、新たに作成した一覧表により記録を行うことで、適</p>	

<p>った。</p> <p>このような状況に鑑み、公有財産の異動や残高を管理する公有財産台帳管理システム及び当該システムと連携する財務会計システムについて確認したところ、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールが定められていなかったり、また、発見された不具合への対応や再発防止策が不十分な面があった。さらに、システムやプログラムの変更・データ修正についての手続が明確でなく、承認及び実施の記録が作成されていなかった。</p> <p>これらについては、手続の明確化や具体的な対応が必要であるため、十分に検討されたい。</p> <p>なお、システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールを定める件については、会計局に対する指示ともする。</p>	<p>切な進捗管理を行うように措置しました。</p>
---	----------------------------

(大阪労働大学講座について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>商工労働部（雇用推進室労政課）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年6月14日から同年8月24日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪労働大学講座においては、以下の事項につき検証の上、事業のあり方について見直しされたい。</p> <p>(1) 昭和28年度から大阪府と大阪市等により協議会を組織して実施してきた事業であるが、事業開始時から60年近くが経過し、労働問題を取り巻く環境の変化や受講者に占める企業の人事労務担当者と労働組合員の割合が低下していること、普及啓発事業と位置付けながら実際には人材育成事業となっていること及び今では大阪府単独の事業となっていることを踏まえ、事業のあり方について検証する必要がある。</p>	<p>大阪労働大学講座は、平成24年度から、(財)大阪労働協会の自主事業として実施することといたしました。また、大阪府は、共催団体として、講座の周知等を行います。</p>

(2) 事業開始当初は任意団体である協議会を組織して実施してきたことを踏まえれば、受講料は私の契約関係により徴収してきたものと解され、そのまま大阪府単独の事業として実施されるに至っても引き継がれているが、大阪府の事業の実施方法として適当か検証が必要である。

また、平成15年度からは、(財)大阪労働協会に事業を委託するとともに、受講者確保への努力を促すため、受講料収入の多寡によらず委託料の変更をしない取扱いとなっているが、その妥当性についても検証が必要である。